

産業厚生常任委員会会議録

[平成27年 3月17日開催]

南あわじ市議会

産業厚生常任委員会会議録

日 時 平成27年 3月17日
午前10時00分 開会
午後 3時17分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（7名）

委 員 長	登 里 伸 一
副 委 員 長	川 上 命
委 員	阿 部 計 一
委 員	木 場 徹 子
委 員	吉 田 良 子
委 員	小 島 一
委 員	印 部 久 信
議 長	廣 内 孝 次

欠席委員（1名）

委 員	砂 田 杲 洋
-----	---------

事務局出席職員職氏名

局 長	小 坂 利 夫
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也
書 記	斉 藤 浩 平

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
副 市 長	矢 谷 浩 平
教 育 長	岡 田 昌 史
市 民 生 活 部 長	高 木 勝 啓
健 康 福 祉 部 長	馬 部 総 一 郎

産業振興部長 兼鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長	興津良祐
農業振興部長 兼食の拠点事業推進室長	神田拓治
教育部長	太田孝次
農業振興部次長	森本秀利
教育部次長兼教育総務課長	藤岡崇文
市民生活部市民課長	塔下佳里
市民生活部税務課長兼収税課長	山崎稔弘
市民生活部生活環境課長 兼衛生センター所長	北口力
健康福祉部福祉課長 兼少子対策課長	田村愛子
健康福祉部長寿福祉課長	大谷武司
健康福祉部保険課長	川本眞須美
健康福祉部健康課長	小西正文
産業振興部商工観光課 (マーケティング戦略室)長 兼企業誘致課長	阿部員久
産業振興部水産振興課長	榎本輝夫
農業振興部農林振興課長 兼農業共済課長	宮崎須次
農業振興部農地整備課長 兼地籍調査課長	和田昌治
食の拠点事業推進室課長	喜田憲和
農業委員会事務局長	小谷雅信
教育委員会学校教育課長	廣地由幸 (学校教育指導主事)
教育委員会生涯学習文化振興課長 兼人権教育課長 兼玉青館館長	福原敬二
教育委員会生涯学習文化振興課付課長 (子ども映画祭・青少年育成センター事業担当)	川上洋介
埋蔵文化財調査事務所長	山見嘉啓

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 付託案件	6
① 議案第102号 南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	6
② 議案第103号 南あわじ市地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する条例制定について	1 1
③ 議案第104号 南あわじ市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例制定について	1 3
④ 議案第105号 南あわじ市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について	2 7
⑤ 議案第106号 南あわじ市次世代育成支援対策地域協議会条例を廃止する条例制定について	3 0
⑥ 議案第109号 南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について	3 2
⑦ 議案第110号 南あわじ市教育に関する事務の点検及び評価委員会条例の一部を改正する条例制定について	3 4
⑧ 議案第111号 南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定について	3 7
⑨ 議案第134号 南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例制定について	5 2
⑩ 議案第76号 平成26年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	5 3
⑪ 議案第77号 平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	6 0
⑫ 議案第78号 平成26年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第2号）	6 1
⑬ 議案第79号 平成26年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第2号）	6 6
⑭ 議案第127号 平成27年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について	7 2
⑮ 議案第128号 農作物共済に係る危険段階基準共済掛金率等の設定について	7 7
⑯ 議案第129号 損害賠償額の決定及び和解について	8 2
⑰ 議案第130号 損害賠償額の決定及び和解について	8 3
⑱ 議案第112号 淡路教育事務協議会規約の変更について	8 5
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について	8 8
3. その他	8 9

Ⅲ. 会議録

産業厚生常任委員会

平成27年 3月17日(火)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 3時17分)

○登里伸一委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、早くから御案内申し上げましたところ、委員会に出席していただきまして、ありがとうございます。本日は、朝から濃い霧と申しますか、もやと申しますか、瀬戸内特有の気象がありまして、登庁にも大変であったらと思います。

本日は何と申しましても、当市の会計状況も、財政が非常に好転してまいりまして、本月に入りましてからは大きなプロジェクト等がたくさん竣工いたしまして、大変であったと思いますが、皆さん、どうも御苦労さまでございました。

当委員会といたしましても、今後、ますます活躍していかなければならないと考えております。皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。私たちの議会が非常に活発になってきておりまして、委員会も負けずに頑張っておりますので、職員の皆様には今後ともお願いしたいと思っております。

それでは簡単ですが、挨拶にかえます。執行部から御挨拶をお願いします。

副市長。

○副市長(川野四朗) おはようございます。

先ほど委員長さんのほうからもお話がありましたように、3月1日の新庁舎の開庁、それから、過日の14日、食の拠点の竣工式、また、15日の若人の広場の竣工式並びに点灯式、議員の皆様方には大変御多忙のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

これからまた、新庁舎の開庁準備に向けて、職員も多忙を控えておるわけなんです、また議員の皆様方には、今週の土曜日、21日は花みどりフェアの開幕式、また、日曜日はうず開きということで、連続して皆さん方にはまた御足労願わなければいけないわけですが、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

春を迎えて、南あわじ市の観光にとりましてもこれからという時期にさしかかってまいりました。何とかこの機会をとらえて、南あわじ市が活発にお客さんが来ていただいて、にぎわいをさせていただくように、我々としても期待をし、努力もしていきたいというふうを考えております。

またその後には、大鳴門橋がかかって30周年という記念の年でもございまして、それも6月でございまして、いろいろイベントも考えておるわけですが、また御期待をいただければと思います。

きょうは、付託された案件の審議ということでございます。数多くございますが、どう

ぞよろしくお願いをしたいと思います。

○登里伸一委員長 ありがとうございました。

ただいまから、第61回定例会において当委員会に付託された議案について審査を行います。

なお、本日は傍聴を許可しておりますが、傍聴される方は、傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いいたします。

また、本日、ケーブルテレビが番組放送のため30分程度、委員会審査の撮影に入りますので、よろしくお願いいたします。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りいたします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

① 議案第102号 南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長 まず、議案第102号、南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はございませんか。

吉田良子君。

○吉田良子委員 今回は介護保険料の改正ということで、これは3年に1度見直しが行われて、それで、保険料の今回、提案があったわけですが、一般質問でも言いましたけれども、保険料の引き上げが基準額で1.41%ということになっておりますが、階層ごとによっては、それを超えるところもあります。押しなべてこういうふうにならなかったということについて、なぜなのかということについてお伺いいたします。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） ただいまの介護保険料の額のバランスということなんです、このバランスにつきましては、一定の国の基準による算定をいたしますと、極端に

率が変わる階層がございます。そういうところから、公平化というところを勘案いたしまして、それで、このような基準額の階層の額とさせていただいたようなことでございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 今回の答弁ですと、国の基準に合わせると、もっと格差が広がったというふうに受けとめられるんですけども。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この格差、全ての階層に格差があるわけではございませんが、階層によって7段階とか、そういうところになると、極端に上がるというところがございます。公平な負担というところが望ましいというような観点から、そういうところについては、他のところに薄めたということで、平準化といいますか、増減率については抑えたようなことでございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 それと、所得の低い方については、国がそれを補填するということがありましたけれども、結局それは補填されずに、将来的に引き下げるという方針に変わりましたが、そのことについて、市としてのやはり対策が必要でなかったのかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 消費税の関係で、3段階まで引き下げるというようなこととございますが、先延ばしということから、第1段階にのみ軽減を27年度から図るというようなこととございます。

いわゆる2段階、3段階の本来予定されていた方々につきましては、29年から完全実施というような方向で、国のほうが動いていっておりますので、その時点で軽減幅が強化されるということから、低所得者のほうについてもさらに軽減強化が図られることから、この6期につきましては、ならせるような負担額となるようにということで設定させていただきました。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 それは、当初、そういう話もありましたけれども、やはりこの国の示す方向を待たずして、市として独自財源をもって、やはり引き下げるべきではなかったのかと思いますが、いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この介護保険の会計につきましては、全国、みんなが負担するというような観点から、その軽減をさらに強化して、独自の財源をもって安くするというのは望ましくないというような見解でございます。そういうことから、低所得者のみに特化するような財源補填については、よくないというような判断をさせていただきました。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 それと、介護保険というのは、65歳以上の方は年金天引きということになりますけれども、子育て支援ですごく頑張ってるということは、皆さんもよくわかっているんですけども、そういう高齢者にも何らかの形の支援策というのを求める人が多いわけですけども、この介護保険料というのは65歳以上の方が全て年金天引きですので、そこら辺で市として方策がなかったのかということについて、お伺いしたいんですけども。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この年金天引きというところにつきましては、介護保険法の中で規定されておりまして、これについては検討というところはいたしませんでした。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 それと、この介護保険料は、もうサービスがふえれば必然的に保険料が上がるという仕組みになっておりますけれども、やはりこの制度設計を変えていかなければ、幾らでも保険料が上がるということになってまいります。

 ですから、この制度設計を変える、国の負担割合をふやす、そういう方向で市としても国に対して要望を上げていくという姿勢がなければ、これ、将来的には大変な負担量になると思うんですけど、その点、どういうふうに考えられているのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 委員おっしゃるとおり、給付についてはどんどん上がっていくということが予想されているわけでございます。当然、高齢化率が上がるということが原因ではございますが、そのあたりについては、国に対する要望というのは必要だろうというふうには思います。

ただ、10年先を見込んだ抑制する制度設計というのが十分練られておりますので、そのあたりの多様化する給付事業ですが、そういうふうなところに給付を抑制するような方法というのを創出していかなければならないのではないのかなというふうに思っております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 今の答弁ですと、国の方針に沿った答弁なんですけれども、今、要支援1、2を介護給付から外すということが提案されておりますが、国は今言ったサービス費を減らしていきたい。介護保険料の引き上げを抑えたいという意向があるというのはわかりますけれども、将来的には介護3以上でないと介護給付の中でサービスが受けられないというようなことも考えていますし、いかにサービスを減らしていくかというところの国の考え方を市が踏襲していったら、保険料を納めていっても十分なサービスが受けられないということの答弁だったと思うんですけど、そういう追随するような考え方では、南あわじ市の高齢者は守れないと思うんですけど。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 今の御質問については、重度の方も受けにくいというようなことであつたかとは思いますが、この3以上という施設の対象につきましては、1、2であってもチェックリストというもので、いわゆる自立が困難、自立ができるような施設ということで入所も可能ということも制度としてあります。そういうことから、中重度の要介護認定者の給付強化になるのかなというふうに考えております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 ちょっと質問と答弁が違うように思うんですけども、国が将来的にはこの保険料を10年後は8,200円になるというような試算をしますけれども、しか

し、それにならないというか、そういうふうなサービスがふえれば保険料が上がらない、そのためには、サービス給付費をいかに減らしていくかというようなことが今、ずっと考えられているようです。

ですから、施設サービス以外でも要介護3以上でないと介護給付費でみられないというようなこととか、また、利用料の見直し、そういうことも言われておりますし、今、要支援1、2で住宅改修なんかもしてくれてますけれども、それを将来的になくすとか、そういう方向が示されております。それに追随するような考えではいけないのではないかということ言ってるんですけども。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 新事業につきましては、地域資源を活用してできるものはするということをごさいまして、なお、給付が必要なものについては、給付としてサービスを続けていくということをごさいます。

例えばなんです、訪問介護に例えば300円必要とする今の単価がごさいましたら、そういう多様性というところから、国の基準以下の金額を設定してするということが言われておりますので、例えば、簡単なサービスについては250円でしますよというようなことができることとなりますので、そういうことから、非要援護者の負担についても軽くなるのではないのかなというふうに思っております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 私、質問してるのが少し回答として違うように思うんですけど、副市長、どうですか。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） これも国の制度でこういうふうになってきておるわけをごさいますので、今、委員がおっしゃっておるように、国の負担をふやすという、この要望は、それは誰もが何も反対することじゃないわけですので、この制度が持続をしていくというようなことにするとするならば、それなりの中身も考えていかなければいけないし、負担のあり方も考えていかなければいけないということでもごさいます。今後、国の負担を多くしてほしいというような要望、市長会なんかでも出てくれば大いに賛成をして、国のほうに要望していきたいと思えます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 ぜひ、リーダーシップをとっていただいて、副市長会なり市長会で提案していただくというふうな、受け身でなしに、積極的な姿勢をぜひ持っていただきたいというふうに思います。
一旦、終わります。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。
何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第102号、南あわじ市介護保険条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第102号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第103号 南あわじ市地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長 次に、議案第103号、南あわじ市地域包括支援センター運営協議

会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田良子君。

○吉田良子委員 この運営協議会については、委員10名ということでありましたけれども、公募委員もという話がありましたけれども、これは市長の求めに応じて協議するという話がありましたけれども、これは定期的開催ということにはなっていないのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 定期的な開催とはなっておりません。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 すると、具体的にどういうときに協議をするということになるのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 地域包括支援センターの事業が円滑に進むということを目的に、事業の内容の変更であるとか、そういうところがございますら開催して、意見を聞くというようにしております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 そうすると、地域包括支援センターの運営で何らかの形で変更とかある場合にのみ開催するというのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） そのとおりでございます。ただ、毎年1回ないし2回とこのを開催して、今の状況の報告であるというようなことも意見を聞いてございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 そうすると、最低年1回か2回は開催するということになってるんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） はい、そのようにしております。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。
何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第103号、南あわじ市地域包括支援センター運営協議会条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第103号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

③ 議案第104号 南あわじ市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を

定める条例制定について

○登里伸一委員長 次に、議案第104号、南あわじ市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

印部久信君。

○印部久信委員 これ、基本的なことから伺いたいんですが、まず、この地域包括支援センター、この具体的な仕事というのはどういうことをしておるのかを、ちょっと説明していただけますか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 地域包括支援センターにつきましては、要介護になる前段の予防というようなことで、地域で持続して暮らし続けるための支援を行うということで、健康教室であるとか、軽度の方のプランの作成とか、そういうようなことで、虚弱高齢者の支援というところに重点を置いて、家で暮らせるための情報を提供したり、また、サービスのあり方というのを評価したりというようなことで、寄り添った事業を展開しております。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 今の説明ではちょっと漠然としとんのですが、例えばそういう類の人を集めて、いろいろ指導しとるかというんですが、これ、私もこの具体的な事業内容というのはようわからんで聞きよるのですが、結局、今、課長が言うただけのことですか、しとる仕事というのは。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 具体的にですが、いきいき百歳体操と申しまして、筋力を低下させない活動であるとか、また、集まる場所、ミニデイサービスというようなことで、地域の方々が集まって予防に努める教室であるとか、それから、困ったときということで、相談に来られたときの支援ということをさせていただく、それから、任意事業で、食の自立支援であったり権利擁護であったり、そういうようなことをもって事業を展開し

ております。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 今、課長が言われたように、困ったときに相談に乗るやいうて、具体的に困ったときの「困った」というのは、具体的にどのような範囲の相談ですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 例えばですが、環境で、家での自立が困難であったり、また、虐待というようなことで、生活することが困難になったような状態の方々が相談に来られているというようなことでございます。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 それで、その相談に来られるのは、この包括支援センターにいろんなことに対して相談に来られる、それはそれで結構です。そこで、包括支援センターは、それらの相談者に対して、具体的にどんなことができるんですか。相談を聞くだけですか。相談を聞いたら、そしたら、それらの個々についておのおの具体的に、それならこういう方法がありますよとか、いろんなことを具体的に示していくと思うんですが、そしたら、相談を受けたときに包括支援センターはどのような対応をされておるんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 相談者の生活状態、それから体の状態、アセスメントなどを全て確認した上で、その方がその地域で暮らし続けるための資源というのを紹介し、例えばですが、養護老人ホームに何か措置するということも考えながら、その高齢者の最もよい生活を支援するというようなことをやっております。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 そしたら、26年度に包括支援センターに対して、そういうような類の相談者はどれぐらいの方が相談に来られて、どれぐらいの方にどんなような対応をされましたか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） ちょっと今、その件数の資料を持ってないんですが、七十数件であったのかなというふうに思っております。私が入ったケースにつきましては、虐待等があって、さくら苑のほうに入所措置というようなことで、自立できる生活支援を提供したというようなケースがございました。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 これ、今、包括支援センターは、職員は何人おるんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 26年度については、臨時を含めて8名でございます。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 いやこれ、市の職員が8名が包括支援センターでこういう方々に対応しとって、年間に七十数件の相談というようなことですね。ほんなら、社協とか民生委員さんもこれに準じたような、同じような相談を受けたり対応しとるんでもないんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この今、委員おっしゃったように、民生委員さんもそういう職務を受けて相談を受けられていると思います。包括支援センターにつきましては、そういう民生委員さん、それから社協、そういう関係機関との連携を図るということも職務としてありまして、そういうことから、連携を図りながら支援というようなことをやらせていただいております。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 これは、包括支援センターというのは、今現在は緑庁舎に拠点施設があると思うんですが、賀集の福祉保健センターかな、あそこにも何か包括支援センターの職員がおるように思うんですね。あそこには、賀集の福祉保健センターには、訪問看護ステーションもあわせてあったように思うんですが、これ、包括支援センターというのは、

相談者が、そしたら、例えばその市の担当の職員がおるところに相談しに行くのは、その人らがその場所へこういうことを相談しに行く、また、民生委員さんにも相談に行く、社協にも相談に行くということでやっとならうと思うんですが、これ、それは窓口はいろいろあるのにこしたことはないと思うんですが、何かこの包括支援センター、民生委員さん、社協とかもろもろの関係が、もうひとつはつきりわからんのですけどね。

協議しながらやっておるというのはそんでええと思うんですが、市の職員が8人も正職抱えてやっとならう。民生委員さんは百数十何人かかかってやっとならう、社協は60人余りかかってやっとならうということなんですがね。何かこの包括支援センターというのが、我々見とって、何か目に映るように仕事というか、そういうのがどうも映りにくいんですかね。どうですか。もうちょっと我々の考えてないような、こういうことまでやっとならうよということはあるのかな。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） いろいろな形で広報ですとか、そういったところでいろいろなものをPRはさせていただいておるんですが、まだPR不足というところもあるのかなというふうには思います。

先ほど、民生委員さんがいろいろな相談事を受けたり、社会福祉協議会が受けたりとかいろいろなケースがあると思います。例えば、社会福祉協議会への一般の住民の方からの相談というのは、主には、市の総合窓口のほうに大体相談に来られて、そこから総合窓口の職員がこういうことについては社会福祉協議会につなぐのがいいなと、これについては包括支援センターにつなぐのがいいなとか、長寿福祉課に直接言うほうがいいなとかいうような、そういうある程度の判断をさせていただいてます。民生委員さんについても同じやと思うんですね。

一旦はどこかに相談しても、そこでここに相談するのがいいというようなことで処理されているという、二重、三重で、何かわかりにくいという部分もあるかもわかりませんが、市の包括支援センターでもそこで相談を受けた場合に、内容によっては自分たちだけで判断できないこともありますので、それは関係の、場合によっては警察も入っていただくというようなこともありますし、そういう専門職の方が何人か集まって、ケア会議というような会議をしたりとかして、それで話し合った結果、こういうふうに対処するのがいいというような判断をして処理をしていっているというようなことでございます。

それと、もう一つ、市の包括支援センターというのは、介護予防の居宅事業所という、一つの事業所の部分も持ち合わせています。今、市のほうでは、介護予防で600名ぐらいの方が、介護予防の方もその介護予防のプランというのを立てて、こういうふうにして施設へ行って、こういう何かをするというような、そんな計画を立ててるんですが、市の

包括支援センターでは全部処理できませんので、市で直接、包括支援センターでやってるのは180人か190人ぐらいですが、あと残りは、外部のそういう事業所に委託をしてやってもらってるというようなのが今の状況でございます。

○登里伸一委員長 ほかに。
 吉田良子君。

○吉田良子委員 この3条で、南あわじ市で第1号被保険者、65歳以上の方というのは何人いるでしょうか。

○登里伸一委員長 答弁どうでしょうか。
 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 1万5,383人でございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 それで、ここでは1万5,383人いて、包括支援センターは3,000人以上6,000人未満で置くことができるというふうになっております。そうすると南あわじ市では、今の話ですと、1カ所と南淡に2人いるということになれば、もう少し包括支援センターの数が要るということになるんじゃないでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 今、おっしゃられたとおり、3,000から6,000で3というような数字がございます。それから、地域事情に応じて、3,000までにつきましては2でいいというような運用もございます。そういうことから、今、1万5,000ということですので、おおむね8人で足りているというふうに思っております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 ここに3条でそういうふう書いてて、その3条の2で、地理的条件を勘案してというふうに、また別に、先ほどの運営協議会で協議してという話がありましたけれども、今、8名というのは、全員、正規職員なんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 正規ではございません。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 どういうふうな構成になってるのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 正規が6名と、臨時が2名でございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 それで、ここにある保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、それぞれの人数はどうなってるのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） ただいまの職種でございますが、保健師が3名でございます。それと、社会福祉士が。ちょっとお待ちください。

○登里伸一委員長 暫時休憩します。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時42分）

○登里伸一委員長 再開します。
長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） ただいまの職種でございますが、保健師が3名、それからケアマネジャーが3名、それから、社会福祉士が2名携わっております。

今、間違えました。申しわけないです。ケアマネジャーが4名と、社会福祉士が1名でございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 その中で、これ、先ほど臨時の方が2名というのは、どの分野で2名
なんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） ケアマネジャーでございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 先ほどの説明ですと、600名の方のプランを立てなければならない
んですけども、そこではこの人数では足りないから、民間の事業所に委託してるという話
でありましたけれども、やはり本来なら、市でケアプランを立てるとというのが本来の姿で
はないかと思いますが、そこら辺は、人数をふやして市が行うという方向性は見えてるん
でしょうか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 先ほど申しました、今の時点で約600名の方につい
てのケアプランを立てると、市は180人程度で、あとの420人については外部に委
託しております。今の配置の状況では、おおむねその辺ぐらいが限度やというようなこ
とでの対応でございます。

それと、この今、条例に上げさせていただいておりますが、基本的には保健師、または
それに準ずる人、それが3人、1万5,000人を超えてる場合のことですが、それから、
主任ケアマネジャーというのが3人、それから、社会福祉士が3人というような配置の設
定になります。

現実を言いますと、主任ケアマネジャーというのは、今、1名しかおりません。今後も
募集をしたいという考えは持っておりますが、なかなか、ケアマネジャーの方は結構人数
はおるんですが、主任ケアマネジャーというのがなかなか現実、いないというのが現状で
して、今のところ、3人そろってないというのが現状でございます。

ただ、今、課長のほうから8名と言いましたが、専属で8名ということなんですが、実
際には長寿福祉課の中に別の介護福祉士の資格を持った人もある程度加わっているという
現実があります。専門に張りついてはいませんが。そういうようなことで、今は8

名というような話ですが、今度は9名というような体制に、27年度にはそういう体制で行きたいということの配置になっております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 その主任ケアマネという方は、やはりケアマネを何年か経験した人が資格はとれるというようなことになるのかなと思うんですけども、そういう人材不足というのがあるんですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） やはり、募集を今まだしてませんが、27年度に入ってから募集をしたいという考えを持っておりますけれども、なかなか、もう既にいろいろな事業所に勤められておられる方はおりますけれども、それ以外に家におられる方とか、そういうような方で、そういう資格を持つての方というのはなかなかいないというのが現状のようでございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 なかなか介護の現場というのは人手不足が慢性化しているというところで、その主任ケアマネもその一つだというふうな話でありました。それで、今言われてた南淡のほうの体制というのは、今後も継続されていくというふうになっていくんでしょうか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 南淡の、あそこは分室という形をとっておりますが、緑庁舎に包括支援センターがあるというようなことで、南あわじ市全体からしますと、ちょっと端っこのほうに偏った位置にあるというようなことで、南淡のほうにもあるほうがいいというようなことで、分室したように聞いておりますけれども、今度は緑庁舎ではなしに、中央というか、ここに来ることになりますので、全部の職種の人がそろったような中で、要は、分室で相談をしても、あそこで対応が結局はできないことももちろんありますので、全部がそろった中でのワンストップ的なサービスができるようにということで、この新庁舎の中に全員が集まるということにしております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 そうすると、南淡はもう新庁舎が完成すれば、4月6日オープンすれば、もう引き上げるということになるんですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） はい、その予定でございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 先ほど、総合窓口に行ったり、民生委員さんに行ったりで、その包括支援センターに話をつないでいくというケースが多いという話がありましたけれども、今後、総合窓口センターがなくなるということになれば、もう市民交流センターというところに行くことになるかと思うんですけども、そこら辺の体制というのは十分確保されて、そういう教育もされているということになるんですか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 実際には、スタートしてみないとわからない部分もございしますが、直接、窓口に来られる方、それから、電話で問い合わせがあるというようなこともございますので、市民の皆様に対しましては、地域包括支援センターのことで言いましたら、地域包括支援センターがここにありますが、こういうところでこういう相談をやっていますので、お気軽に電話をかけてくださいというようなことでの御案内はさせていただきたいなというふうに思っております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 今、総合窓口センターというのは、職員もいて、福祉のベテランの方もおったりして対応が早いわけですけども、市民交流センターになれば、限られた人数で何もかもというところはなかなか難しい話も出てくると思うんですけども。そこらの十分、体制を整えていただけないと、なかなか安心して相談ができないということにならないように、ぜひお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） これも、まだ少々PR不足のところがあるのかもわかりませんが、市の包括支援センターがその相談なりを5カ所だったと思いますが、5カ所の在宅介護支援センターに委託をしております。そこでもいろいろな方の相談を受け付けるようなことをしておりますので、必ずしも新庁舎に、電話であればどこであっても同じだと思いますが、直接来られるのが新庁舎が遠いからぐあいが悪いというような方については、その市内の特養のところにある在宅介護支援センターのほうでもそういった相談の受け付けとか、そういうことはやっておりますので、その辺については、また広報とかPRもさせていただいて、お気軽に利用していただくように、こちらとしてももう少し周知に努めたいというふうに思います。

○登里伸一委員長 暫時休憩します。

再開は午前11時ちょうどといたします。

（休憩 午前10時50分）

（再開 午前11時00分）

○登里伸一委員長 再開します。

休憩前に引き続き、議案第104号の質疑を行います。

木場徹君。

○木場 徹委員 先ほどからの答弁をお聞きしとって、ちょっと解せんのですけども、条例の3条の2項には、基準として例外規定を明記しとるんですが、地理的条件、それから地域包括支援センターの協議会で認められた場合は、人員の配置を緩くするというようなことで、また、場所といいますか、そういった場所についても2ないし3、市内の1万5,383人の被保険者の数からすれば、十分、3カ所ぐらいしても、この条例の趣旨には合致すると思うんですけども。

今、お聞きしますと、2カ所あるやつを1カ所に、逆に条例に反して1カ所にするというようなことで、何かこの条例を今から設置するのに、逆にこの条例の趣旨が活かされていないというようなことで、そういう感じがするんですが、この辺、ちょっと説明お願いします。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 地域包括支援センターのことにつきましては、まず、包括的支援事業、また、指定介護予防支援業務、それから、特定高齢者の把握、それから、介護予防に関する啓発普及と、ボランティア育成なども含めてですが、そういうふうなものを一体包括的に進めるという観点で、いわゆる厚労省の通知の中に一体的にできるような形の事業所が望ましいというようなことがありまして、いわゆる3職種のそれぞれの技術を持って高齢者にサポートすることが望ましいということで、1カ所で処置をするというようなことがいいというふうに考えたところでございます。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 1カ所にするか2カ所にするかは、いろいろ考え方はあると思うんですけども、なぜ2カ所でできないんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 地域包括支援センターにつきましては、考え方としましては、生活圏域に1カ所が望ましいというようなことが言われております。そういうところで、地域包括支援センターの設置可能なものということで、市町村、それから法人、医療法人、特殊法人というようなことが決められております。そういうことから、将来的にはですが、民間の力も借りながら、そういうふうに支援センターが各所にできていくことが望ましいというふうには思います。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 ということは、将来的にいうなら、もう民間でやってほしいということなんですか。公営のそういう、市立のこういう包括センターは廃止して、先ほどから言われておる特養にある、それを拡充して、5カ所の。それで、この地域包括センターにかわる代替の役目をすると、そういう考え方ですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 機関という部分につきましては、市が補完いたしまして、それで、いわゆる生活圏域という、その次のステップのところに、民間法人の力をお借りするというようなことが望ましいというふうに考えます。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 民間と公立、どっちがええかというのはいろいろあると思うんですけども、経費的にはもちろん、民間にすればいいんですけども、やはり話と申しますか、相談業務なんかには、公営の地域包括センターのほうの職員の方のほうに相談しやすいというふうな感じもします。

ですから、こういう条例を、せつかく基準をつくっておるんですから、当面の間は2カ所ないし3カ所で拡充していくという方策もあると思うんですけども。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） 新しい庁舎で1カ所するという事は、市のほうの方針としてはもう決めております。この地域包括支援センターの運営協議会のほうへその旨はお話をさせていただいて、了承も得ているということでございます。

先ほども申し上げましたが、市の包括支援センターだけがどうこうするというようなことだけではなしに、市の包括支援センターももちろん市民の相談なりいろいろ受け付けるわけですが、先ほども申し上げましたように、その一翼を担っていただくというようなことで、在宅介護支援センター、そういったところにも委託もしておりますので、その辺の活用も含めて、できるだけ市民の方に御迷惑のかからないように対応していきたいというように思います。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 できるだけ今の2カ所体制でやってほしいと思うんですけどね。終わっておきます。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 今回の関連なんですけど、これ、副市長に聞きたいんですけど、今の健康福祉部長は、市の方針と言いましたね。市の方針で我々は動いておるといって、対象者においては十分説明してもらって了承してもらっておると。これはもう、十分説明して了承してもらったのと違うんです。十分説明してもらって、こういうことでやるからお願いしますと言えんねん。了承して、ああ、それで大いに結構ですや言えんねん。市はこういうことでやりますんで、お願いしますというて頼みよるわけやの。ということは、多少不便は、以前よりは悪くなりますけれども、お願いします、そのかわりにこういうこ

ともありますよやいうて言いよるわけですからね。

副市長、これ、新庁舎ができて、市としたら、職員も600人体制から500人体制に減した、スリム化になった、人件費も減った、この間の説明では、500人体制が数年早く達成できたいうて、こんなこというて喜んでますけどね、これ、ものによったらやっぱり、ふやさんなんやつもある、一本にしてうまいこと行くやつもあると思うんですね。まして、市民直結にやりよるやつは、やっぱりこれは残しとく、あるいはふやすというぐらゐの考えを持ってやらんと、全てのものを市の方針やいうて一本化してやっていくという事で、やっぱりいろんな弊害が出てきよるんです。その辺について、副市長、どう思いますか。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） この件で言えば、先ほどのように、特別養護老人ホームに委託をしているということでございますので、機関的な地域包括支援センターが市役所にあつて、あと五つ、結果的には相談する場所があるということでございますので、2カ所よりも6カ所のほうが幅が広がってくるのではないかなと思います。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 それは副市長、違う。その今言いよつた在宅介護支援センターが既に今あるんだと。新たにつくるんと違うんです。今あるんです。新たにそれをなくしてつくるんならわかるけど、今あるんです。先ほど言うたように、健康福祉部長の話だったら、こうなりますけれども、ここにありますので、そこに相談に行ってもらえるようにPRして住民の方々に周知徹底をしたいということを書いてますけどね。今、あるんや、それは既に。

そやから、結果的には集約していこうとしとるわけよの。そやから、やっぱり、ものによるんよ。やっぱり、こういう類のものが分散しとるほうがええものは残していかんといかんと思う。一つにしたほうがすっきりして行政が進めやすいやつもあると思うけどね。これはもう、私の意見であつて、こんなことを今、副市長とていよつても答えが出えへんから、もうこれで終わっておきますけどね、私はそういうようなやり方をやっていったほうがいいということを書いて、終わっておきます。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。
何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第104号、南あわじ市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第104号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- ④ 議案第105号 南あわじ市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について

○登里伸一委員長 次に、議案第105号、南あわじ市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定についてを議題とします。
これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。
吉田良子君。

○吉田良子委員 これは、先ほどの介護保険条例の中にもうたわれておりました要支援1、2の方を南あわじ市が平成29年度から通所介護、ホームヘルプサービスを市独自で

実施するために人員とか運営とか、そういうことについて基準を定める条例というふうに理解しているんですが。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この条例制定につきましては、平成18年の法改正がございまして、その当時に厚生省令のほうで一定の基準が設けられました。それで、この26年度中に条例化をするということ、いわゆる規定されておりました、その最終年度ということで、この26年をもって、27年度からスタートする条例を制定させていただくというようなことでございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 平成27年度から出発するわけですけども、具体的には平成29年度からの要支援1、2の方を今の介護保険のサービスから切り離す、市独自でサービスを行う、そのための準備づくりだというふうに思うんですけども。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 29年度の準備ということではなくて、この指定介護予防支援につきましては、ただ、今もやっております。これにつきましては、今の要支援の方々にプランを立ててサポートしていくというところがこの事業所でございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 今言われた要支援1、2の方の介護プランを立てる、そういうことになりますと、さっきの包括支援センターの話もありましたけれども、それを、かわりにケアプランを立てるということについて人員をどうするかということになるんですけども、今の体制とどういうふうに変わっていくんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） この指定介護支援事業の部分の人員につきましては、1名以上というようなことが出ております。そういうことで、その1名については、包括支援センターの職員が兼務をすることができるというふうになってございまして、ただいま

も支援センターの職員がプランを立てさせていただいているということでございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 これ、ここに第2章、指定介護予防支援事業者の指定というふうに書いてありますけれども、これは、今現在している人たちに対して指定をするということではないのでしょうか。新たに指定するということはあるのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） ただいまも指定しておりまして、事業をしております。新たにすることではございません。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） これは、介護予防を受けてる人の指定とかいうことではなくて、事業者としての指定ということです。今は、南あわじ市の包括支援センターがこの事業所として該当しておることでございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 私は、これは将来的には先ほど言うた平成29年度からの関係のもので、そういう計画を立てる、そのために市が人員をどう配置するかというふうに少し理解してたんですけども、そういうことではなくて、今現在行っている包括支援センターの関係の人員の整理ということによろしいでしょうか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） ここに出てること全てが一緒じゃないですが、基本的には今、厚生省令で決められてることです。南あわじ市の包括支援センターというのは、包括支援センターであって、ここに出ております指定介護予防支援事業者でもあるわけです。そのことが、そういうものを設置してる場合についてはこういうふうにしてくださいよということが、もう既に決められておって、それを今までは厚生労働省令で定められただけなんですけど、それを条例化しなさいというふうに国のほうからというか、法改正によってですが、それでもってこのたび、こういうふうにして条例化をさせていただいて

いるということですので、特に今までとどうこうということはありません。

○登里伸一委員長　ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長　異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第105号、南あわじ市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○登里伸一委員長　挙手多数であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑤ 議案第106号 南あわじ市次世代育成支援対策地域協議会条例を廃止する条例制定について

○登里伸一委員長　次に、議案第106号、南あわじ市次世代育成支援対策地域協議会条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部久信君。

○印部久信委員　　これ、こういう条例を廃止するという事は、これにかわるべきものがあるということなんですか。それだけ聞かせてくれますか。

○登里伸一委員長　　福祉対策課長兼少子対策課長。

○福祉対策課長兼少子対策課長（田村愛子）　　この次世代育成支援対策地域協議会、これは、次世代育成支援対策推進法という国の法律のもとに設置された条例でございます。これにつきましては、平成26年度において、時限立法ということでございましたけれども、昨年、26年の4月に10年間延長されたという中では、今後、これに伴って事業計画が策定してございましたけれども、この計画においても、平成27年度からの子ども・子育て支援法の中で計画も義務づけられて、今後の子育て支援については、この子ども・子育て支援法の中で推進をしていくという、引き継がれたという御理解をいただければと思います。

○登里伸一委員長　　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長　　意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長　　異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第106号、南あわじ市次世代育成支援対策地域協議会条例を廃止する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑥ 議案第109号 南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長 次に、議案第109号、南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部久信君。

○印部久信委員 これ、一部を改正するというのですが、ちょっとこれ、具体的にどの部分を改正するかを言ってくれますか。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） これにつきましては、主な内容について3項目ございます。まず1点目なんですけども、園芸施設共済があります。それと、2点目に農作物共済ということで、麦となっております。それと3点目が、畑作物共済ということで、大豆となっております。

まず、第1点目の園芸施設共済なんですけども、以前はパイプハウスなんですけども、補償額が耐用年数が5年で償却されとったんですけども、それが5年以降についても補償額は一律20%ということになっておりました。それで今回、この補償が耐用年数5年から10年にまで延長して、その10年までは農家選択により、掛金を上乗せすれば新築価格の100%まで補償がみてくれるということになりました。そして、耐用年数10年以降については補償額が、掛金を上乗せしても75%が限度ということになっております。

掛金の上乗せについては、全額が農家負担ということになっております。それとまた、撤去費用というのが、パイプハウスの撤去なんですけども、これが対象となっていなかったパイプハウスなんですけども、これも農家選択によって補償の対象で追加となったということが、園芸施設共済の変更点ということになります。

そして、第2点目なんですけども、先ほど言いましたとおり、麦なんですけども、これにつきましては、これは、麦については引き受けのほうがないんですけども、掛金率の危険段階を設定をしなくてもよくなったということで、県の基準に合やすということになりました。

それと、3点目なんですけども、畑作物共済ということで大豆なんですけども、これにつきましては、これが単位当たり、1キログラムなんですけども、この共済金額というのが最高額に設定をしておいたわけなんですけども、今回、改正によりまして、国が指定する単位当たりの今、1キログラムの共済金額の中から選択ができるようになったということになるということになります。

以上が主な点でございます。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 これ、課長、園芸共済というのは、これは作物でなしに、施設に対する共済であったと思うんですが、これ、今、加入件数は何ぼありますか。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） 26年度につきましては、まだ3月末まで動いてますのでわからないんですけども、少しお待ちいただけますか。25年度につきましては、引き受けが80戸ございました。

以上です。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 この共済は、割と共済に加入しとっても、共済適用というのが割となのように思うんですが、何年か前に台風被害で施設の損害が出たということで、共済金が支払われていたと思うんですが、大体これ、四、五年の間に何件ぐらい共済支払いがありますか。ほとんどゼロというときもあるんですか。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） 25年度につきましては23万7,662円、24年度につきましては64万8,522円、23年度につきましては299万2,529円。この23年度については、台風とかがあってちょっと多かったということで金額が大きいです。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 これ、災害に対する支払いの条件で、免責条項とか、いわゆる足切りはあるんですか。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） これにつきましては、別にございませぬ。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませぬので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。
何か御意見ございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 意見がございませぬので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませぬので、これより採決を行います。
議案第109号、南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第109号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑦ 議案第110号 南あわじ市教育に関する事務の点検及び評価委員会条例の一部を改正する条例制定について

○登里伸一委員長 次に、議案第110号、南あわじ市教育に関する事務の点検及び評

価委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田良子君。

○吉田良子委員 これは、教育総務課にというふうに変更になるわけですが、その評価委員会というのはどういうメンバーで構成されてるのでしょうか。

○登里伸一委員長 教育部次長兼教育総務課長。

○教育部次長兼教育総務課長（藤岡崇文） この点検と評価につきましては、地方教育行政法の改正によりまして、平成20年に法改正になりまして、この点検評価を行うということが法律で義務づけられたことによりまして、南あわじ市におきましては、平成22年4月に点検及び評価委員会条例というのを制定させていただいております。

その中で、委員につきましては、3人をもって組織するというので、学識経験者3名を選任させていただいて、毎年点検評価を行っているところでございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 学識経験者3名で、何回くらい開催してるんですか。

○登里伸一委員長 教育部次長兼教育総務課長。

○教育部次長兼教育総務課長（藤岡崇文） 3回程度だったと思います。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 そうすると、これが評価委員会で3回して、そういう文書として公表されてるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 教育部次長兼教育総務課長。

○教育部次長兼教育総務課長（藤岡崇文） 法律で、議会への報告並びに公表が義務づけられておりますので、文書で議会のほうにも書類を届けさせていただいていると思います。また、ホームページのほうでも、ホームページではなかったかちょっとわからないん

ですけど、いつでも公表できるような状態にはしております。

以上でございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 それは、南あわじ市で教育委員会がどういう事務をしているかということで、ここに客観性、透明性をより高めるためにというふうになってますけれども、教育に関するあらゆる面を今、ホームページでも公開してるという話でありましたが、ちょっと確認してほしいんですけれども、保護者に対しては何らかの形で公表しているんですか。

○登里伸一委員長 教育部次長兼教育総務課長。

○教育部次長兼教育総務課長（藤岡崇文） ちょっと今、ホームページのほう、載せているかどうか確認できてないんですが、また確認しておきますが、ホームページ等で載せることが一番だと思いますので、もし、ホームページで載せてなかったら、載せていきたいというふうには考えております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 保護者の方とか、幅広く公表するというような。

○登里伸一委員長 教育部次長兼教育総務課長。

○教育部次長兼教育総務課長（藤岡崇文） 今のところ、公表の仕方もいろいろあると思うんですけども、保護者に配布してとかいうような形での公表は考えておりません。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 これから、客観性、透明性をより高めるためにということで、何らかの形でこれから検討するという事も視野に入れてるんですか。

○登里伸一委員長 教育部次長兼教育総務課長。

○教育部次長兼教育総務課長（藤岡崇文） 先ほども申し上げましたとおり、現在、ち

よってホームページのほうの掲載を確認できてないんですけども、申しわけございませんが、もしできてなければ、ホームページには載せていきたいなというふうなことは考えております。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第110号、南あわじ市教育に関する事務の点検及び評価委員会条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第110号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑧ 議案第111号 南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定について

○登里伸一委員長 次に、議案第111号、南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

木場徹君。

○木場 徹委員 市内で昨年、いじめというか、こういう問題になった事案というのはどれぐらい件数があるんですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 平成27年1月末現在で、いじめに関する報告が上がっているのは、小学校2件、中学校2件上がっております。その上がっている4件に関しては、既に解決済みということで、学校から報告を受けております。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 こういういじめがわかった場合、どういう手順でどういう解決方法と
いうのか、マニュアル的なものをちょっと示してください。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） まず、いじめの発見がありましたら、学校のほうでいじめ対応チームが動くことになっております。いじめ対応チームの調査報告を受け、また、保護者、被害者、加害者等の指導を終えて、学校から教育委員会のほうに報告が上がるということになっております。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 具体的に、発生というか、わかってから解決までどれぐらい、先ほどの2件、2件については、月数というか、日にちがかかって解決されたんですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 今回報告が上がっている件に関しては、おおむねいろいろな加害者、被害者、そして保護者等、さまざまな対応、担任と生徒、それから担任から保護者、また、生徒指導、いじめ対応チームのさまざまな関係からしますと、おおむねひと月の間に報告を上げていただくということになっておりますので、一報の速報を受けてからその解決に至るまで、おおむね一週間、二週間というぐらいであります。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 これ、いじめっていろいろあると思うんですが、具体的にはどういうことで、これはいじめと認定というか、何かあるんですか。それとも、片一方の被害というか、そういうされた親とか家庭から学校のほうに、うちの子がこういうことで、今、状況はこないになっているということで対応されるんですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） おおむね、木場委員さんのおっしゃったとおりなんですけれども、一応、いじめの定義が示されておりまして、南あわじのいじめ防止基本方針における基本的な考え方として、いじめの定義を、「いじめとは、当該児童生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことより精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。また、インターネットを通じて行われるものも含む。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする」ということになってます。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 小学校2、中学校2は、何かLINEとか、今言うそういうインターネットとか、そういうことでやられてるんですか。それとも、直接言葉とか、そういうことで発生したんですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 今回、1月末までの報告に上がっているものにつきましては、インターネット等によるいじめではございません。

○登里伸一委員長 小島一君。

○小島 一委員 表面化したいじめの裏には、その数倍のいじめが当然あるというふう理解するんですけれども、そういう隠れたものとか、当然、いじめられているほう、また、見ている人が相談しやすいような体制が、どんなふうにとられておるのかお聞きしま

す。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） まず、一つは各学校においては、いじめというのはどこ
の学校でも起こり得るものであるという認識のもとに、未然防止等にそれぞれ取り組んで
いただいております。心のSOSをキャッチしやすい体制を各学校でもとっていただいで
いるということでございます。あと、県、市及び関係機関が設置するいじめに関する相談
あるいは通報窓口の周知を図っていくということが大切ではないかというふうに思ってます。

具体的には、南あわじ市の青少年センターのなんでも相談とか、淡路教育事務所の教育
相談窓口、ひょうごっ子悩み相談、子どもの人権110番、兵庫県いのちと心のサポート
ダイヤル、兵庫地域安全SOSキャッチ電話相談など、ひょうごっ子ネットいじめ情報相
談窓口など、たくさんのそういう関係機関がございますので、そういったところへの周知
を図っていくということも一つの方法と考えております。

○登里伸一委員長 小島一君。

○小島 一委員 いろんなそういう部分あるんやけど、やっぱり子供いうたら、大人に
対して若干、不信感があったり、相談しにくい部分もあるし、やはり一番身近な学校現場
であったり先生であったり、親、保護者であったりという、それにいかにふだんから子供
をきちんと見ていけるかというふうな、子供の変化についていけるかというふうな部分が
非常に大事になってくるんで、この条例に書かれております協議会にしる委員会にしる、
やっぱりいろんな学識経験者というふうな肩書の方で、果たしてどれだけ、本当に子供の
心がわかってる人がやってるのかなというのが非常に疑問やし、不安を感じるんですけど
も、この辺はどないですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） まず、学校現場で起こるいじめが一番多いので、先生方
における学校組織挙げてのいじめの未然防止、早期発見ということについては取り組んで
いただきたいと思います。

同時に、いじめ防止に関する連絡協議会そのものは、それぞれの関係機関がやはり責任
を持ってこのいじめの未然防止や早期発見に取り組んでいくと、それぞれの機関が責任を
持ってやっていくということと、同時に、それを連携を図らなくてはならないということ

で、地方自治体はその連携を図るために、いじめ防止の連絡協議会を置くことができるというふうになっておりまして、さまざまな関係機関が責任を持って取り組む、そして、それを連携して一つにまとめていくと、そういった中で取り組んでいただきたいと思いますし、そういった中で、やはり子供の心の変化等も含めて、さまざまな情報共有ができるのではないかと考えております。

○登里伸一委員長 小島一君。

○小島 一委員 学校外でも、やはり書店とか量販店で数人で来て、そのうちの1人が万引きを強要されておるであろうと思われるような場面にも出くわすようなこともあるんですけれども。やはり、地域も含めた中で子供のいじめに対応していかんと、なかなかいじめをなくすとかいうことが難しいのかなというふうに思います。
終わっておきます。

○登里伸一委員長 阿部計一君。

○阿部計一委員 いじめについては、随分昔ですけども、そういう体験が家族であったんで、参考までにお聞きするんですが、今、小島委員も言われましたけども、幾ら肩書のある方を協議会に設置しても、問題は現場の学校やと思うんですね。それで、今はそんなんないと思いますが、やはり隠蔽というか、やはり学校側としたら、教育委員会にそういうことが漏れることを非常に恐れるというか、そういうことで、昔はけんかやいうのは一つのスポーツみたいなものであったわけなんですよね。今、けんかやいうのは、恐らくどこともないと思うんです。それで、そのかわりに集団でいじめる、これはもう完全な暴力というか、許されんことですけども。これは、南中でもそういうことが再三ありました。

それで、隠蔽やいうことは今はないと思うけど、隠れた、先生方は絶対そういうことを表面に出さないという、私は経験上、そういう何があるんですわ。現在はそんなことはないと思うんですが、どのような形でそのような隠蔽を防止するような対策を持っておられますか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） まず、教育委員会としても、学校に対して、いじめはもちろんのこと、いわゆる体罰にしる非違行為にしる、さまざまなことについて綱紀粛正も含めた部分で指導を行っております。そういった中で、今、委員さんおっしゃいますように、学校の現場で、いじめなのかいじめでないのか、あるいはそういったことが起こった

ときに教育委員会の報告を怠っているようなことが、これはあってはならないことであって、学校教育指導員を中心に、学校との連携というか、連絡をとりながら、そういうことがないように、連絡は取り合ってやっております。

○登里伸一委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私ごとで恐縮なんですけど、そのときの管理者とか副管理者の名前は言いませんけども、事実、うちの息子が野球部において、私には言わなんだんですけど、顔のはれ方とか異常やなというような、家内に言って、それで、これは問い詰めたら、集団で暴力を受けたということで、私は私なりの解決法で、学校に乗り込んでいったと。

それで、行ったときに対応の仕方が、これはもちろん医者診断書もとってきて行ったら、相手の6人ここへ呼んでくれと言うたところ、授業中やから呼ばせんとするんで、それやったらわしは今から警察に行って、事件にするぞということを言うてしたら、校長室へ6人を呼んで、それで話を聞きよったら、大事な県大会があるから、息子もちょうど法事で休んどったということで、そういうことがあったんで、僕らもそういうことでどついたということを、子供自身がそういうことを言ったんです。

そのリーダー格がしっかりした子で、ほんなら、うちのほうも、そんなことがあったんか、それはいかんこっちゃのということで、けど、集団でたたかやうことは、これはあかんぞと、今度、おっちゃんの耳にそんなこと入ったら承知せえへんぞと。野球部の子やったんです。それで、それやったらもう今回はこれでええよと、話をしたんです。

ところが、そこで先生が、いや、これは阿部さん、保護者に言うてどうこうと話がありまして、それで、保護者にとって、これはもう、わしは話をしにきて済んだのよって、もう加害者の親に会うやいうことはせえへんぞと、これで済んだのやということを言って、ほんで、そういうもう済んだことを、今から事件にするようなことを先生方や管理者が、そういう経験があるんですよ。

ほんで、うちも野球部の中心の子がおったんで、これはもう、おっちゃんも言いたいこと言っただし、野球部やめさすわと言うたら、その子、しっかりした子で、いや、これはおっちゃん、僕らが悪かったよって、今度からちゃんとするよって、やめられたら弱るといふ、しっかりしたリーダーの子が言って、それでもう話も済んで、最後まで野球もしたんですけどね。

そのときのやっぱり対応の仕方というのが、先生というのはほんまに、そういう話があったことをまた話にするというような、ほんま、そういうことがあったんですよ。ですから、何か、あれだけの集団でやっとなることがわからんはずもないし、廊下の中でやったということで。そういうことを全然、隠蔽していたということで、それからほんまに、中学校の先生というのは私も不信感持っとんのですけどね。

そういうことがあったんで、隠蔽作戦があるやいうことは言うてけえへんで、やっぱりそういう先生方の事故が起きたときに、やっぱり現場がはっきりとした、しっかりした対応をせなんだら、何ぼ立派な教育委員会をつくっても、それは事件があつてからのことだね。それはあつてからじゃもう遅いんです。そういうことで、そういう何をやっぱり、隠蔽ということを徹底して指導するように、これは教育長、一回答弁お願いします。

○登里伸一委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 今のこのいじめの問題というのは、先ほど廣地課長からもありましたように、基本的にはどこの学校でもあるんやと、こういう認識で、もちろん先生には当たってほしいということを常に申し上げております。

特に今、生徒自身がこのいじめに対する思いといいますか、活動していただきたいということもお願いしてます。要は、先生よりも、周りにおける生徒がやっぱり目にするのが多いと思います。ですから、傍観者にならないと、あくまでも、今までは何か、しゃべってしもうたら、また後でどうのという、何かことがかえって大きくしていったのかなという感じもします。

ですから、生徒自身が傍観者にならないようにと、もちろん、先生方には私も常に申し上げとるのが、とりあえず朝一番、子供の顔を全部見てくれと。やっぱり子供の顔を日に日に見とったら、何かおかしいというのはすぐにわかるはずやと、そういうことを常に申し上げております。

ですから、今回のこの条例制定にあつては、あくまでもこの二つの委員会といいますか、問題対応委員会と調査委員会、こんなの開くことになればもう大変な事態なんですよね。ですから、いかに取り組んでいくかというのは、おっしゃっておりますように、先生方の強い思いと、子供たちもともにそういういじめをなくす取り組みといいますか、そういうことをやっていかないとなかなか減っていかないかなと、こんな思いです。

ですから、我々としても、この条例自体は、これを活用するやいうことがあつてはならんという思いで日々、いじめのないような学校にしていきたいと、このように思っております。

○登里伸一委員長 阿部計一君。

○阿部計一委員 私らも、それはそういういじめた側にも、今もその子は立派に成長しておつき合ってますけども、加害者側にもそういう、立派といった表現はおかしいけども、中学生やけどもしっかりしとんなど、それは、部をやめんとどないぞ続けさせてというようなことを、そこまで言うような学生もおるわけよな。その中で、その当時、校長や

副校長が何か今からまた事件にするやいうような、それはやっぱり、そういう面で加害者側にも配慮するというか、そういう、その子には感謝しとるというか、今はそない思っています。

そうですから、教育長、そういうようなことを含めて、やられる側にも確かに非はあると思うんで、加害者についても配慮するというのもやっぱり大切にしてほしいなど、それだけ言って、もう終わります。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

吉田良子君。

○吉田良子委員 先ほどの早期対応というか未然防止という話がありましたけれども、今、そういう中でスクールカウンセラーとかいう役割が大変大事だと思いますが、今、南あわじ市でスクールカウンセラーの配置というのはどういうふうになっているのでしょうか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） スクールカウンセラーにつきましては、中学校は全校配置、小学校につきましては、現在、2校に配置をしまして、そこを拠点に他校にも要望に応じて行っているというのがスクールカウンセラーの状況でございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 今は、全中学校に1人ですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） そうです。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 そして、小学校は2校に2人がいて、それで順次巡回するというか、定期的に各学校を訪問して、相談を受けるといような体制になっているのでしょうか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 小学校のほうは、1校に拠点置いて、兼務する学校は幾つか、3校、4校でスクールカウンセラーとして、要請があればその兼務する学校にも行くという形です。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 この2校の拠点学校というのは、どこになるんでしょうか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 現在、八木小学校と福良小学校でございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 その八木小学校と福良小学校に常にいて、何か3校か4校かけ持ちというような印象を受けるわけですけども、やはり全ての、これも小学校で配置するという考え方はどうなんでしょうか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） スクールカウンセラーの設置については、県費のほうでやっただけの事業でございます、市独自のスクールカウンセラー等については今後、検討していく余地があるのかなというふうに思ってます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 市は、特に臨時教員、市単独で採用しているところもあるんですけども、やはり未然防止という観点から言えば、やはり全小学校にもスクールカウンセラーの配置というのは必要やと思いますので、ぜひ、さらに検討していただきたいと思えます。

それと、もう1点よろしいでしょうか。先ほど、相談機関としていろいろ挙げられておりましたけれども、南あわじ市青少年育成センターなんでも相談というところがありますけれども、ここらの相談件数というのはどうなってるんでしょうか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課付課長。

○生涯学習文化振興課付課長（川上洋介） 月、火、金に先生が配属されまして、大体月一、二件程度の相談件数でございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 先生のOBが配属されてるのかなと思うんですけども、何か、なかなか相談件数が少ないように思うんですけど、そこら辺はどういうふうに判断されてますか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課付課長。

○生涯学習文化振興課付課長（川上洋介） 相談業務については、年数で若干違うんですけども、県のほうの、兵庫県のいじめ相談室等もあったりして分散しておりますので、南あわじ市の市内においてはそういった件数になってくるんですけども、若干、うちのほうとしても、そのなんでも相談業務というところの周知してないところもあるんかと思いますが、今後、そういったところも十分対応していきたいと思っております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 それと、今言われた県でもいじめの相談窓口があるというふうに言われておりましたけれども、そこらで南あわじ市の方が相談に行っているとこういう情報交換というのはあるんですか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課付課長。

○生涯学習文化振興課付課長（川上洋介） 県民局のほうで、淡路島全体の連携はとれてるんですけども、今、吉田委員さんが言われましたように、県全体、県のほうからの南あわじ市の相談件数というのは、ちょっと私、今、把握しておりません。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 そうすると、南あわじ市で相談に行かれた方がいたとして、そこら辺がこういうことで相談来ましたよというような情報交換というのは、これまでされたこと

がないと。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課付課長。

○生涯学習文化振興課付課長（川上洋介） はい。県には報告しますので、県からの資料は各市におりてきておりまして、淡路島全体での3市での相互交換は行っております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 そこら辺は、やはりきめ細かさで、南あわじ市のいろんな、先ほど相談窓口がたくさんあるというふうなことを言われましたけども、やはり情報交換をして、事前にキャッチしていくということが必要ではないかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課付課長。

○生涯学習文化振興課付課長（川上洋介） 確かにそうやと思います。現在も、とりあえず電話相談以外に対面的な相談も、重要な部分については行っております。また、これからこういったいろんな、先日の川崎の事件等もありましたので、ことしの前半からそういった部分も強化していこうということで、今、検討していますので、御了承願います。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

（発言する者あり）

○登里伸一委員長 それじゃ、暫時休憩いたします。
再開は午後1時といたします。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 1時00分）

○登里伸一委員長 再開します。

午前中の阿部委員の発言のうち、不適當と思われる部分については、後刻記録を調査の上、委員長においてしかるべく措置することにいたします。

それでは、午前中に引き続きまして、議案第111号、南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田良子君。

○吉田良子委員 この協議会での条例で、三つの協議会、さらに二つの委員会を立ち上げるようになってますけれども、この役割分担についてお伺いいたします。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） まず、いじめ対策協議会につきましては、基本的には関係機関が集まって、それぞれの役割の中でいわゆるいじめ防止に取り組むと、その連携を図る会を連携協議会というふうに位置づけております。これは、いじめ防止対策推進法における第14条において位置づけられております。

また、重大事態への対処ということで、重大事態が起こった場合に調査というのが、基本的には教育委員会、または学校が調査の主体となるんですけども、必ずしも学校主体の調査が十分な結果を得られない、そういうふうに判断する場合は、また、あるいは学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市の教育委員会の附属機関である今回、条例に定めてあります南あわじ市いじめ問題対応委員会が調査を行うということになります。

重大事態が起こったときに、教育委員会の附属機関として位置づけているいじめ問題対応委員会が調査を行うと、この調査結果につきましては、教育委員会にももちろん報告があり、市長にも報告をするということになっております。

この調査結果を踏まえた上で、なおかつ調査結果を報告を受けた首長は、この結果を踏まえた措置について、さらにまだ必要があると認めるときには南あわじ市いじめ問題調査委員会に諮問し、再調査を行うと。すなわち、このいじめ問題調査委員会も、いわゆる附属機関ということで、諮問機関ということで、再調査を行い、首長にその結果を報告するという形になっております。

三つの連絡協議会、あるいは委員会につきましては、以上のような役割を担っております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 それで、いじめ対策推進法、国が決めた法律の中で、いじめ、いわゆ

る加害者といえますか、そういう子が学校に来るということで不安を感じる場合、出席停止などの措置ができるような条文もあるようではございますけれども、そういうのはどこで決めていくのでしょうか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 出席停止等につきましては、学校長並びに教育委員会のほうで判断をさせていただくということになります。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 そしたら、市長の附属機関でいろいろ調査をする、それは大津のいじめ問題があって、透明性に欠けると、隠蔽的なところがあったということで、市長の諮問で調査委員会を立ち上げるということで、透明性を図るという意味合いがあるのでしょうか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 専門的知識及び経験を有する第三者で構成して、調査の公平性や中立性をやはり確保していくということでございます。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。
阿部計一君。

○阿部計一委員 これは、直接いじめには関係ないと思うんですが、私はそれも関係してくるんじゃないかと思っておりますのでお尋ねしますが、今、中学校の先生方、そういう子供さんを前に教壇に立つ場合は、その服装とか、その辺については、何ら制約はないわけですか。

○登里伸一委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸） 年度当初の小中学校校長会において、教職員の服装あるいは接遇ということで、一定の指導はさせていただいております。

○登里伸一委員長 阿部計一君。

○阿部計一委員　　これも古い話になるんですけど、私もそういう授業参観も行ったことがあるんですけど、生徒には非常に厳しい、服装とか、前がちょっと女の子なんか、胸が開き過ぎやとか、そういうことも指導されるんですが、自分自身はどうかというと、たまたま体育の後の授業参観をしたんですけども、数学だったと思うんですが、頭はザンバラでスリッパで、もうトレパンはいて、それはスポーツ活動やっただ中で体育の教育課程で、授業で、その後の授業というんですけど、それを見てまして、これは、こういうような、仮にも先生と呼ばれる立場の中で、教師がこういう態度で子供が言うこと聞くのかなと、それ以来授業参観に行かんようになりましたけども。今はそんなことないんですか、もうスリッパであろうが、ノーネクタイであろうが、体育が済んだら後、トレパンで授業しようが、別にそれは関係ないんですか。

○登里伸一委員長　　学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸）　　接遇態度については指導してございまして、今おっしゃるようなスリッパとか、着がえをしないと、そういうことはないと思っております。もちろん、クールビズ等、県教育委員会あるいは市役所のほうも、いつからいつまではクールビズのスタイルですよというふうな話はさせていただいております。

○登里伸一委員長　　阿部計一君。

○阿部計一委員　　当然、私も、それはもう二十何年も前の話ですけども、今はそんなことはないと思うけど、やっぱりそういう先生方の姿を見て、生徒がやっぱり育っていくんで、やっぱりそういう先生方の態度、服装の乱れとかいうようなこともいじめにも影響するんじゃないかと思っておりますので、そういうことのないようお願いしたいと思います。もう、答弁結構です。

○登里伸一委員長　　ほかに質疑ございませんか。
吉田良子君。

○吉田良子委員　　提案説明の中で、南あわじ市のいじめ防止基本方針というのが策定されていると思いますが、こういうのもホームページなり保護者に配布とかいうのはされているんでしょうか。

○登里伸一委員長　　学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸）　　まだ現在のところ、そこまでは至っておりません。

○登里伸一委員長　　吉田良子君。

○吉田良子委員　　今後の方針というのは。

○登里伸一委員長　　学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸）　　今回の条例もこの議会で通りまして、そういった中で、オープンに公開していきたいというように思っています。

○登里伸一委員長　　吉田良子君。

○吉田良子委員　　ぜひ、保護者にもこういう基本方針を、本来ならこういうことを南あわじ市が考えてますよというようなことを説明する機会があればいいと思いますし、やはりこういうことで、南あわじ市が取り組んでいるという姿勢をぜひ見せていただきたいと思いますが、機会あるごとにお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○登里伸一委員長　　学校教育課長。

○学校教育課長（廣地由幸）　　平成27年、新しい年度がスタートしましたら、そういう機会があれば、また機会を設けて南あわじ市いじめ基本方針について、関係の皆さんにも御説明をする機会を多く設けて説明していきたいというふうに思います。

○登里伸一委員長　　質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長　　質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第111号、南あわじ市いじめ問題対策連絡協議会等条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第111号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑨ 議案第134号 南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例制定について

○登里伸一委員長 次に、議案第134号、南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。
これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。
何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第134号、南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例制定についてを原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第134号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑩ 議案第76号 平成26年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○登里伸一委員長 次に、議案第76号、平成26年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

吉田良子君。

○吉田良子委員 歳出の50ページ、特定健康診査等事業費で、特定健康診査委託料というのが減額されております。これは、特定健康診査というのは、具体的にどういうものかというのと、減額になった理由についてお尋ねいたします。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 特定健康診査委託料と申しますのは、各医療保険者に義務づけられております特定健診、40歳から74歳までの方の健診に係る経費でございます。これが減額になっておりますのは、当初5,000人の受診を見込みまして予算を立てておりましたが、実際には4,641人の受診でございましたので、その分の減額でございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 それで、これ、委託料となっておりますが、委託先はどこになってるんでしょうか。

○登里伸一委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 厚生連というところでございます。兵庫県農業共済連合会厚生連でございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 いわゆる町ぐるみ健診における委託料とは、また別のことになるんでしょうか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 国民健康保険の被保険者に係る分の委託料でございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 人数が予想より少なかったということで、26年度は保健指導未受診者対策委託料というのもありますけれども、そこら辺で受けられなかった方に指導するというようなことがあるわけですが、それで人数がふえるということはあるんでしょうか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。未受診者対策の委託料のことでしょうか。平成26年度は、国の事業を利用いたしまして、未受診者対策を行いました。平成25年度に健診を申し込まれなかった方に対して、5,962名に対しましてリーフレットを送り、そのうち2,813人に対しまして、電話の勧奨と訪問をいたしました。その結果では、170人健診者がふえております。25年度から26年度にかけて、180名程度の受診者がふえておりますので、効果はあったのかとは思っております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 効果があつてふえたということですが、実質、その予算の段階で少し人数を、見込みというのはどういう形でされてたんですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 予算の段階では、この5,000人置いたという部分で、5,000人程度の受診を見込んでおりました。でも、実際にはそれだけなかったということでございます。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 それで、先ほど言ったこの未受診者対策という形で百何十人か、180人ふえたということですが、それは4,641人の中に反映してるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） そういうことでございます。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。
印部久信君。

○印部久信委員 47ページの5款1項1目療養給付費等交付金で、39億円余りの中の交付金の3,230万円が増額されておりますが、これについてちょっと説明いただけますか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） この療養給付費等交付金は、南あわじ市の被保険者のうち退職者医療に該当する方に対する交付金でございます。

歳出のところ、49ページに療養諸費の退職被保険者等療養給付費2,350万と、その下の高額療養費のところ、880万増額しておりますので、その分を交付金として計上しております。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 それと、49ページの7款1項1目の高額医療費共同事業医療費の拠出金の1億5,000万余りの、これについてちょっと説明してくれますか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） この7款の共同事業拠出金と申しますのは、県内で行っております再保険制度でございます。そのうちの80万以上のレセプトに対しまして共同で行っておりますのが、この高額医療費共同事業医療費でございます。その下の保険財政共同安定化事業が30万以上80万までのレセプトのうちの8万以上の額に対する共同事業でございます。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 これ、今言われましたけれど、このレセプトというのは、1カ月の医療費ですか、それとも年間を通じてですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 医療機関ごとの1カ月に1枚のレセプトが作成されますので、1カ月ごとでございます。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 結局、そうしますと80万円以上のレセプトと30万円以上80万円までのレセプト、これ、件数はどれぐらい出てますか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません。件数の資料は持ち合わせておりません。

○印部久信委員 そしたら、また後刻。
終わっておきます。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。
吉田良子君。

○吉田良子委員 先ほどの未受診者対策の関係ですけれども、先ほどの答弁では、効果があったということですが、何か、27年度はそういう予算が組まれてないようにも思うんですけど。もうそれは実施しないということになるんですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 26年度に実施をして、何回も何回も同じ方にまたリーフレットを送るよりも、また少し期間をあけてするほうが効果的かなと思ひまして、27年度は見送っております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 そしたらもう、それはもう計画的に2年ごととか3年ごととかいうような市の考え方なんですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） この国の事業がいつまで続くのかということもありますが、今の考えでは、2年、3年ごとぐらいにすれば一番よいのかなとは思っております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 私の知り合いも電話がかかってきて、そう強制的な対応の電話ではなかったのですが、自分はほかの病院で検査を受けているので、あえてそういうところ、町ぐるみ健診とか行かないけども、そういう市としては余り強制的な言葉でなかったのかというように安心感もあったようなんですけども、やはり医療費を抑えていくというか、そういう意味では、町ぐるみ健診を受けていただいて、後のフォローをしていくというのは大切な事業なのではないかなという思いがあって、できれば毎年実施してほしいというようなことを考えるんですけども。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 委員おっしゃることももっともだと思います。この事業とは別に、これは25年度からでしたが、国保連合会のほうでも同じような事業がございます。それは、健診に申し込んでいて、実際、受診されなかった方に対しても同じような電

話をしております。これは、来年度も国保連合会で事業があれば申し込む予定でございます。

○登里伸一委員長 ほかにございませんか。
 印部久信君。

○印部久信委員 ちょっと先ほどの質問の続きですが、ちょっとあがってしまって聞かんなんやつを忘れとったんで、もうちょっと聞きたいんですが。これ、レセプトなんですが、80万円以上で、これ、月額最高何ぼぐらいまで出ますか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 私が記憶している範囲では、800万円ぐらいのレセプトがございました。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 それとこれ、いろいろ種類はあると思うんですが、おおむねどのような疾病に対して、これ、このような高額医療費が出てきますか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 100万円以上のレセプトの疾病を最近調べたことがあるんですが、心筋梗塞であったり動脈硬化、骨折、あと、悪性腫瘍、そういうところが多かったかと思います。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 先ほど課長が言いました800万か何か言ってましたけれども、透析患者の場合はどこへ入るんですか、ここへ入るんですか。透析患者の場合は、どこから支払いをしとるんですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 透析患者さんを特定して、ここで払うというのはございま

せん。大体、月に30万から40万程度でございますので、入るとすれば、保険財政共同安定化事業のほうに入ってくるかなとは思いますが。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 ということは、この6億3千何ぼというところから支払いされとるんですか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） これは共同事業でございますので、拠出して、そのかかった分の58%ぐらいが交付金として返ってくるという部分でございますので、実際には医療給付費のほうの保険給付費の療養諸費、その方が一般でございましたら、一般被保険者の療養給付費であり、退職者でありましたら、その退職者医療給付費、または高額療養費のほうで支給されます。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 これ、国保の関係ですので、市内の透析患者数というのは担当課長のところでは把握はできてないかと思うんですが、国保の関係で、透析を受けとる患者数はどれぐらいありますか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 月々変動いたしますが、大体、45名程度でございます。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 国保の場合の加入者が1万6,000か7,000というて、3分の1ぐらいですから、社会保険とかほかの保険の関係でも、当然、透析を受けとる患者がおると思うんですが、担当課長のほうでは、市内のほうの患者数は把握はできてませんか。

○登里伸一委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 申しわけありません、できておりません。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。
何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第76号、平成26年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑪ 議案第77号 平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○登里伸一委員長 次に、議案第77号、平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。
何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第77号、平成26年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を
原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑫ 議案第78号 平成26年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○登里伸一委員長 次に、議案第78号、平成26年度南あわじ市介護保険特別会計補
正予算(第2号)を議題とします。
これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。
吉田良子君。

○吉田良子委員 68ページの介護サービスの関係で、施設介護サービスが1億4,0
00万円減額してる理由については、八木病院に療養型施設があったのが、26年8月に
廃止されたという話がありました。そういうことになりますと、そこにいる方というのは
どういうふうな対応になっているのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 療養型につきましては、20床ございました。その中で3名程度については、施設のほうに移られたというようなことを聞いております。あの方々につきましては、そのまま医療入院ということで、そこにいてるというふうに伺っております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 その3名の方は、別の特別養護老人ホームに入所という話だったと思うんですけども、それはもう介護、どの程度の介護だったんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申しわけありません。要介護度幾らというのは、ちょっと確認しておりません。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 医療系に移ったということで、あの方々は八木病院にいるということであったのですが、実際そういうふうに、こういう施設が減るということは、今でも特養の待機者が多い中で、それに輪をかけたような形になってるんですけど、なぜ療養型で継続して実施されなかったのかということについてお伺いします。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申しわけありませんが、そのあたりの閉設に至ったいきさつについてはお伺いしてないわけですが、方針として、いわゆる医療を施すことが必要となったというふうなことを推測いたします。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 国のほうは療養型病床群を減らしたいという意向があつて、病院も経営の問題もあつてそういうふうになっていったのかなというふうに思うんですけども、減るとするのは特養の待機者にさらに追い打ちをかけるというようなことになったかと思うので、それはそれで残念なことであります。

それで今、この施設サービスで神代のほうに開設で今、工事が進められておりますが、

それは予定どおりオープンの運びに全室なるのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 進捗状況のほうをお伺いしましたところ、4月20日ごろから入所開始を進めたいというふうにお伺いしておりますが、ただ、委員御心配のとおり、なかなか介護士の補充が難しいというようなことから、介護士の数に応じた人数でもって開所していくというようなことを伺っております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 以前そういう話を施設関係者からも伺いましたけれども、手がそろわない、手がそろったところから順次、部屋をとという話がありましたけれども、今何床、29床だったと思うんですけども、どれぐらいの人数の確保というのはできてるんですか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 29床ということで、3ユニットということでございますが、大体、3分の2の職員は確保ができたというふうに伺っておりますので、約2ユニット、20人程度が当初から入所可能になるというふうに思います。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 そこら辺は、せっかく施設ができて、オープンしても、全室が介護職員の関係で埋まらないというようなことは、市としても何か対策を考えないと、待ってる人から見れば、何でという話になってくると思うんですけど、そこら辺、副市長、どうでしょうか。

○登里伸一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） マンパワーの確保については、プロポーザルのときに、しかとこちらのほうからも確認いたしておまして、責任を持ってマンパワーを確保するというところでございましたので、選定をいたしておりますので、そんなことはないとは私は信じております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 今、副市長はそういうような話でしたが、現実問題としては、29床のうち20床しかオープンの運びにならないというようなことになってるんですけども。やっぱり、現実を見据えて対応が必要ではないのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） ただいまの職員の補充につきましては、新採用ということで、すぐにその入所者の介護には当たることが危険であるということから、徐々に新採用の方を研修しながら、一定の期間することによって、フルオープンというような流れになるというようなことを聞きました。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 この施設は、高校生が新しく3人、新規で入るという話も聞いております。関連した八木にある太陽の家、そこらで研修するというようなことになるのかなと思うんですけども、しかし、オープン時に間に合わないというようなことは、それはそれで、契約でのプロポーザルでのあり方についても、ここで問題が出てくるのではないのでしょうか。

○登里伸一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬部総一郎） その辺については、再度確認をしてみたいと思います。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 現実問題、なかなか厳しい話かなというふうに思います。

次に、榎列も計画されておりますけれども、それはもう、秋にオープンというのは確実にいいのでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） ただいまの予定でおりますと、10月ということでお伺いしております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 ここも手広く、洲本市を中心に事業展開しておりますけれども、なかなか介護職員の補充というのが難しいような話も聞いておりますけれども、そこら辺の情報というのは入ってるんでしょうか。

○登里伸一委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） こちらのほうにつきましては、いわゆる医療施設、いろいろございまして、スケールメリットを生かしたそのときに、フルオープンというようなことをするというように聞いております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 早く事業者との会合も重ねて、開設時にはもうフルオープンできるというようなことを、ぜひ早くからしていただきたいというふうに思います。

○登里伸一委員長 答弁よろしいですか。
ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。
何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第78号、平成26年度南あわじ市介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑬ 議案第79号 平成26年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第2号）

○登里伸一委員長 次に、議案第79号、平成26年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

木場徹君。

○木場 徹委員 手数料が2,150万減っておるんですが、この要因としては、どういふことで減額されたんですか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 手数料が減額となったということの御質問でございます。当初予算では、6万6,000トン、チケットの販売を見込んでおりましたが、見込みとしまして、5万6,000トンとなる見込みで、1万トンの減少となっております。その中で、チケット販売につきましては、瓦くず、建設廃材、残土と3種類ございまして、その中で一番大きく変動、減少しましたのが土砂でございます。土砂が当初、4万5,000トン計画しておったのですが、見込みとしまして2万5,000トンという試算になってございます。

以上が、減少した要因と考えられます。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 この建設残土については、どういうことでこういうふうな、約半額の残土の量になったんですか。何か公共事業とか、そういうのが減って、こういう要因であ

ったんですか。それとも何かほかに特殊な要因があったんですか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 今回、26年度の4月以降、推意しましたら、例年より少ない土砂の搬入量でありました。それで、考えられるのは、民間、倭文に土砂の処分場がございます。そこへ何ほか行ったのではないかと。それと、なお公共工事の発注しとる数量ですね、それについても減少したのかなと推意しております。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 民間と建設残土の場合、この南あわじ市の産業廃棄物処分場との手数料については、どのぐらいの差があるんですか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 産業廃棄物処分場の土砂の手数料は、税抜きで1,100円でございます。民間の倭文の処分場は1,000円となっております。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 100円の差があって減っているということなんですが、これは、手数料を民間と並べるような考え方はないんですか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 以前にも委員会等で手数料の改正はないかという御質問がございました。ただ、今も基金、幾らかなっている状況でございますが、処分場、後10年、処分場が存在するわけで、その後にまたいろんな、最終に山に戻すということなんですが、最終的には基金も要るかなということで、今現在、委員おっしゃる手数料の改正につきましては、担当課としましては、特に考えておりません。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 それから、支出のほうで、処分場の維持管理工事が300万減になっ

てますけど、これは、この理由についてと、跡地というか、処分場の災害とかそういう関係は大丈夫なんですか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 工事費の減額理由ですが、廃棄物搬入量減少に伴い、施工範囲ですね、のり面工事とか、あと、土工の関係で、排水溝も当然減りましたので、その要因が減額の理由でございます。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 工事費が減っても、そういう災害発生とか、そういうものには対応できているという考え方でよろしいですか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 現場での災害発生の対応のことをおっしゃってるんですかね。現場につきましては、2割5分の安定勾配で施工しております。それから、雨水対策ですね、それにつきましても、縦排水、横の排水なりしておるんで、災害対応については安定していると理解しております。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 積み立てが690万、積立金が減っておるんですが、今現在、3月末でどのぐらいの積立金があるんですか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 平成26年度末現在ですが、5億6,910万7,000円でございます。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 この積立金の基金の目的と、今まで何かこういう支出があったんですか。その辺、わかりますか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 基金につきましては、取り崩しとかは聞いておりません。目的ですが、要は、先ほど言いましたように、後10年間埋め立てするに当たって、あと、埋め立てが完了しますと、モニタリングというのが要ります。2年間、法律に基づいて監視するわけでございまして、それが安定していなければ、排水対策なり、何らかの措置が要するという認識でございます。

今、何にどない使うというのは具体的には申し上げられませんが、完了後も何がしの費用が要ると、あとまだフェンスとかも設置しておりますので、それらも老朽化していくのではないかというようなことで推測しております。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 そうすると、今のところ、これという支出の予定は、完成まではないと、だんだんと積み立てをふやしていくと、そういう考え方ですか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） おおむね黒字になるかと思っておりますので、黒字になればふえていくかなというように推測しております。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 まだ10年間行けるといような余裕もあるんですが、考え方として、これが満杯になったときには、もう民間でこういうことをやるんか、それとも瓦の関係とか、公共事業の残土の話とかあるんで、次の候補地なんかも当たる、そういう考え方はあるんですか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 今のところ、次の候補地というのは、担当課としては考えておりません。ただ、南あわじ市内で民間、公共、別にして、あれば当然、処分するのに費用が割安となるということなので、必要かと思っております。

○登里伸一委員長 阿部計一君。

○阿部計一委員 関連でお聞きします。後10年あるということなのですが、今、一般、この産廃については、西淡町時代から地場産業ということで、投棄の料金も差がついてるわけですが、市以外で投棄をしているところはあるわけですか。南あわじ市以外で産廃に投棄を許可しているようなところがありますか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 産廃処分場としましては、うちの伊加利のほうの産廃処分場だけでございます。

○登里伸一委員長 阿部計一君。

○阿部計一委員 いや、それで、今、瓦関係ですと、そういう地場産業ということで、投棄料が安いですわね。ほんで、一般と差がついとんのやけども、例えば、瓦の屋根葺きというようなことで奨励金ですか、補助金が出てますわね。それで、その場合は、洲本、淡路市等でそういう地元の瓦を使っただかく、これはもちろん、古い瓦が残土で出るわけよね。そういうものはどないなるんですか。ちょっと聞いたところによると、そういうもんは市が受け付けて投棄させよというふうに聞いとるんですが、そんなことはないんですか。

○登里伸一委員長 生活環境課長兼衛生センター所長。

○生活環境課長兼衛生センター所長（北口 力） 市外の瓦の受け入れという御質問かと思えます。それにつきましては、以前、瓦組合から御要望がございまして、ただ、うちのほうでお話をさせていただいたのは、市外からの搬入はできませんということで、それにつきましては、条例、それから地元との覚書にもうたっておりますので、そういった中で、市外の瓦くずは受け入れは難しいですよということで、その点につきましては御理解いただいたと認識しております。したがって、市外の瓦を搬入しておる実績はないと推測いたします。

○登里伸一委員長 阿部計一君。

○阿部計一委員 今、課長が答弁されたことは、私も風の便りである程度は聞いているん

ですけど、あえて委員会ですので、議事録に残りますので、あえて質問してるわけよな。そんで、そういう瓦の奨励金を出しておるところの瓦でも、それは一切受け付けないと、そういうふうに解釈してよろしいですか。洲本市、淡路市で地元の瓦を、私のところの西淡の瓦を葺いても、その瓦については受け付けないと。理解してますや言うてたけども、理解でなしに、そこをはっきり。これ、部長、答弁を。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） 先ほど課長が申し上げましたように、まず前提としては地元協議と条例が必要になるわけなんですけれども、それ以前なんですけれども、まず、要望がありました。それで、洲本市、淡路市もこちらへ要望が出てくるかと思って確認しとったら、まず、民間の施設もあるということですから、民間圧迫になるから、洲本市、淡路市はそういう要望はいたしませんというのが一つあります。

それともう一つは、もし仮に特定して受け入れたとしても、その廃棄物がまざらないようにちゃんと現場を管理できるかというような問い合わせには、それはもう責任持つてようしませんので、洲本市、淡路市もそういうことは南あわじ市に要望しません。よって、ほかの行政機関の要望もありませんし、ただ、そういった条例、地元の協議も経ないかんというようなことで、この件に関しましてはお断りを申し上げた次第でございます。

○登里伸一委員長 阿部計一君。

○阿部計一委員 何や、課長も部長も、何かちょっと含みがあるような答弁に聞こえるわけよ。私が聞いとるのは、わざわざそういうかわら版で、そういう、もう何かそれが現実化したようなことを書いて、私は会員でないけども、そういう案内が毎月来るんですけども、そういう談話が載ったわけやな。そやから、それをあえて委員会で議事録をとるために発言しよるんよ。

ほんで、現状はどうであって、今後もそのことについては、やるかやらんかということ聞きよるのよ。そやから、何か向こうにもあるし何やというたら、何か、はっきりしてないんよ。現状は、そういうことははっきりとお断りしたんだったらしたと、いや、まだ継続やったら継続と言うてもらわなんたら。そない、地元の業者でも差をつけとんの、何ぼ奨励金出しよるよって、その瓦のよそのものまで産廃へ持ってきて受け付けるやいうことは、これはもう公平・公正からしてもおかしい話であってな。そういうことを聞きよるねん。だから、はっきり答弁してくださいよ。

○登里伸一委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（高木勝啓） お断りしましたし、これからもそういう受け入れの予定はございません。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。
何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第79号、平成26年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○登里伸一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第79号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
審査の途中ですが、暫時休憩します。
再開は、午後2時5分といたします。

（休憩 午後 1時55分）

（再開 午後 2時05分）

⑭ 議案第127号 平成27年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価

について

○登里伸一委員長 再開します。

休憩前に引き続き、審査を行います。

議案第127号、平成27年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部久信君。

○印部久信委員 賦課単価のことなのですが、かつて南あわじ市と洲本市との乳用牛の賦課単価の率が違っていたように思うんです。これはおかしいんでないかというようなことをかねがね言っていたんですが、この0.9というのは、洲本市とはこれで同等になったんですか、まだ差があるんですか。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） 乳用牛については、差はございません。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 今、課長、乳用牛については差がございませんということは、何かで差があるやつはあるの。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） これにつきましては、肉用牛について、本市では0.7とこれは書いてあるんですけども、淡路広域は0.6となっております。以上です。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 乳牛の場合は、淡路島酪農ということで、洲本市の酪農家の旧の洲本市部分と南あわじ市ですので、余り変わったらいかんと思うんですが、肉用牛の場合は、淡路畜連は共同でやっていますけども、生産に関しては別なんで、あえては言いませんが、

できたら島内二つの、これ、南あわじ市は市のほうで農業共済事業をやっておると、洲本市と淡路市は広域でやっとなるんで、多少の違いは出てくるんかと思うんですが、同じ淡路ですので、わずかなことだと思うんですが、特に賦課金やいうものは横並びが適当でないかと思うんですが、その点については課長、どう思いますか。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） この賦課金につきましては、各事務所の運営費ということになっておりますので、経営規模とかその辺、収支のほうも違いますので、差が出るのはやっぱりやむを得んのかなというようなところでございます。県下でも他市町は、その点の違いもございます。

以上です。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 掛金においても、南あわじ市の共済と広域でやりよるのことで、掛金においても危険率が違うんで、掛金率も多少違うようですので、多少やむを得んかなと思うんですが。掛金率は危険率で出すのでやむを得んのやけども、賦課金の場合は、できたら島内はそろえたほうが望ましいんでないかなというふうに私は思います。これは私の意見です。また折に触れて、そういうことをまた協議してもらったらいいと思うんです。それはそれでいいです。

それと、この賦課金の総額なんですが、2,123万5,000円ということなんですが、共済の事務費は島農水から一時、別の交付税で入ってきたんですが、今、一本の交付税で入ってきて、市から農業共済のほうへ来ていると思うんですが、何年か前より、それが四、五百万円、今、六千何百万円だったと思うんですが、四、五百万円減額されておると思うんですが、それで、運営のほうはそれで行ってますか。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） 今、委員おっしゃられたとおり、前年度は6,900万だったのが、今は6,500万ということで、27年度予算はなっております。それで、その6,500万、400万減ってるわけなんですけども、その辺も建物の推進協議会、そういうところからの繰り入れとか、そういう形もございますので、その辺は、運営はこれからも行けるとは思っております。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 建物と言いましたけども、建物共済の場合は、あれは南あわじ市で建物共済推進協議会が何かをつくって、別枠で事業運営をやっておると思うんですね。かつて、その建物共済運営協議会のほうから農業共済の事務費として1,000万円ぐらいの寄附金という名前か、何かああいう名前で繰り入れしとったように思うんですが、今現在、そこからどれぐらいの金額が繰り入れされて、建物共済推進協議会が残高どれぐらい今、持ってますか。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） ちょっと時間をいただけますか。

○登里伸一委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 2時12分)

(再開 午後 2時13分)

○登里伸一委員長 再開します。

農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） 先ほどの建物の協議会から来る金額が150万円来る予定になっております。それと、今のちょっと建物が全体で幾らかというのは、ちょっと今、資料を持っておりませんので、確認がとれておりません。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

木場徹君。

○木場 徹委員 今も、先ほども話が出てたんですが、淡路市、洲本市は淡路広域で広域行政で事務をやっていると。南あわじ市は単独の共済事業で、市でやっていると。県下でこれの、単独でやっているところと広域の組合でやっているところ、どのぐらいありますか。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） 県下で26あるんですけども、その中で17市町9事務組合ということになっております。市町ということは、17の市やら町がやっているのと、それと9事務組合、淡路広域のような形があります。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 これ、メリット、デメリットあると思うんですけども、広域に単独でやる場合、どういうメリットがありますか。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） 広域といいますと、淡路一本という考え方ですか。メリットといいますか、ちょっと私のほうの感触なんですけども、逆にデメリットのほうにちょっと感じるわけなんでございますけれども、地域密着という点からしますと、淡路一本になれば、地域密着の形がとれないというようなところが出てくるのかなというのが感じます。

メリットというのは、マイナスといいますか、予算というか残金が少ない場合ですけども、そういうのがあればといいますか、全体としての形で合併というのもあり得るのかなというのを感じます。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 そしたら、財務的にはしばらく単独でという話ですね。今のところ、いわゆる淡路一本とか、そういう話は出てないんですね。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） 今のところ、私のほうでも、こちらのほうにも入ってきておりませんが、将来的には合併はあるかもわかりませんが、今のところ地域密着で、事故等も対応もできているし、健全に運営されているということとして、私は考えております。

以上です。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。
何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 登里伸一委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第127号、平成27年度農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 登里伸一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第127号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑮ 議案第128号 農作物共済に係る危険段階基準共済掛金率等の設定について

- 登里伸一委員長 次に、議案第128号、農作物共済に係る危険段階基準共済掛金率等の設定についてを議題とします。
これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。
印部委員。

- 印部久信委員 これ、水稻なんですけど、特に私の聞きたいのは、水稻共済は、とにかく引き受けに対して30%の面積があると、30%以上の被害に対しての共済金を給付するという事なんですけど、数年前から、その30%の面積を共済でなしに、別のいわゆる市、県、組合、農協だったか、その三者で10%以上30%までの鳥獣被害に対しての共

済金も出すという制度ができていたと思うんですが、まず、その制度の掛金の割合はどうなってますか。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） 今、委員おっしゃられている制度なんですけども、これが野生動物被害補償制度というものでございまして、これは兵庫県庁のほうをやっている事業でございます。それが平成14年度から始まっているわけなんですけども、先ほどの率なんですけども、県のほうが50%、それと、JAが25%と、それと加入者が25%となっております。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 いやいや、割合はそれでええけど、割合では金額出えへんでえか。私が聞きよるのは、金額はどれ、金額、農家負担、農協負担、県負担の金額。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） 加入者が反当200円となります。それで、総額、今の率で行きますと、反当800円ということになります。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 課長、言うときはもっとわかりやすく言うてな。ということは、農家200円、農協200円、県400円ということか。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） そうです。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そない言うてもらわんとわかれへん。

そこで課長、今、水稲共済は、南あわじ市は3,500ヘクタールぐらいの水田があつて、水稲引き受けが1,800ぐらいだったと思うねんけれど、そのうち、いわゆる獣被

害の、金額はたしか、予算委員会で蛭子委員が聞きよったと思うんですが、面積被害よ、1,800のうち、面積はどれぐらいのものが被害にあうとったんか、26年度、もう出とるの。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） 引き受け面積なんですけども、今、委員おっしゃられた1,821ヘクタールになっております。そのうちの鳥獣被害が10.9ヘクタールございます。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 10.9ヘクタールということは、1,800に対して10.9ということは、0.6%ぐらいの被害やと思うんですが、神田部長に聞きますが、この鳥獣被害対策を進めてきて、防護ネットとかシカとかイノシシを駆除することを長年やってきて、これ、南あわじ市でもこの鳥獣被害対策に対して、合計したら6,000万か7,000万ぐらいの金が出とると思うのやけど、これだけの金をずっと継続してやって、鳥獣被害対策をやってきて、今、共済課長の言う0.6%ぐらいの獣被害でおさまっとなのやな。これが多いんか少ないか私はわからんけど、この結果について担当部長として、鳥獣被害対策が順調に進んでいっとるんか、まだやらんなんのか、こんなもんか、この辺の感想をちよっと聞かせてよ。

○登里伸一委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 私も農業振興部へ次長と配属されたとき、鳥獣害特命次長ということで、もうそれから取り組んできて、丸5年になります。市のほうも、環境保全基金を創設していただきまして、三、四年、重点的に取り組めということで取り組んできました。前も説明させてもろうたように、被害個体の削減、これにまず第一、力を入れてきました。それと、防護柵も、地元の要望については、ほぼ100%、クリアしております。

今思うについて、一番大きい被害がその当時あったのが、論鶴羽山系。論鶴羽山系の防護柵というのは、全部防除ライン、今、ほとんどできてるんです。できとるのにかかわらず、また被害が出てきておると。これ、なぜかということは、柵をしても、その一部に穴が空いとったら、そこから侵入してきたり、道路や河川、ここは柵ができませんので、そこから獣害が何ぼでも地域に入ってきて被害を受けとるということで、地元には柵の点検

とか、その辺の入りきよるところをもう一度確認して、二重に柵をしなければ対策ができませんよというようなことを指導しながら来ました。

この間の議会でもあったように、この被害が福良とか丸山とか湊とか、範囲が広がってきとるんですよね。中村委員さんのときも質問あったんですけども、今、専門の有害班が58人、平均年齢が68歳ということで、これから10年、20年したらどないなるのやという指摘も受けております。

そこで、できるだけ地域は地域で守っていかな、これは、他人を当てにしたってなかなか、これは被害が減れへんということで、市のほうも新規の、おりとかいう免許はとります。銃になったら、ちょっと難しいんですよ。僕もおりは免許をとってきました。合格率98%で、落ちたら弱ったなと思うんですけども。このごろ、えづけするのでも免許が要らないんですわ。止めさしするときには免許は要りますけども。だから、そういう輪を広げていって、地域で、新しい方々の免許持ちをふやしていって、地域でとっていくと。

この間も班長会したら、山奥のイノシシ、シカをとったって効果あれへんど。何頭とった、何頭とったいいながらしても、被害を与える個体をとらな、被害は減れへんど。それをとるには、一番効率が高いのが、おりなんですよね。イノシシの被害、一番多いけど、このごろ、イノシシは銃でほとんどとっておりません、有害も。99%、おりです。シカの場合が、6割が銃です。あと4割がおりです。

だから、そういうことなので、地域地域である程度、新しいというか、捕獲班を育成してとっていかなければ、これは減ることはないんかなというふうに思うんです。その辺に力を入れていきたいんですけども、入れていってほしいという言葉になりますけども、そういうことです。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 そんなで、これ、共済課長、あと10.9ヘクヤになつとるんよな。そんなら、共済の場合は、支払いする場合は当然、現地確認に行きよんねんから、地域的に大体どの辺が集中的にやられよんなどというのはわかると思うねけど、大体どの辺がこのイノシシ、イノブタに地域的に被害を受けていますか。

○登里伸一委員長 農林振興課長兼農業共済課長。

○農林振興課長兼農業共済課長（宮崎須次） この26年度なんですけども、このデータがちょっとあるんですけど、一番はちょっと伊加利のほうが、共済金を一番払っているというような状態です。次が福良の向谷のところは29万8,000円、支払っております。それとまた、湊が20万8,000円というような形で、上位3位まで報告します。

○登里伸一委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、部長に聞いたように、そういうところやさかい、やっぱりそこらを集中的にやったらいいんと違うんか。データは同じ部の中で持っとんのやさかいに、ほんでやってもろうて。私の思うのに、市として、被害が少なくなったか多くなったかというのは僕らにはわからんねんけど、やってあることは以前と見たら、もう隔世の感やの。防護柵もやり、鳥獣の駆除率の頭数から見て、十分やりよると思うねん。けど、やっぱり被害があるということは、まだやらんといかんということやと思うんで、とにかく今後とも、これはもう、農家の被害を受けるところにとったら切実なことなんで、やっていってほしいと思うのやけど、部長、もう一遍、答弁してください。

○登里伸一委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 印部委員さんも言っていたとおり、猟友会の方々もフル活動しております。精いっぱい協力していただけてます。行政も体制も十分整っていると思います。それにかかわらず、なかなか被害が減らないと。これはもう辛抱強く、根気強くやっていくしかないと。

手法については、先ほど説明させてもらうように、各地域ごとで協力体制をつくりながら、被害個体の削減に力を入れていくしかないんかなというふうに思ってます。これについては、力を入れていきたいなというふうに思っております。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第128号、農作物共済に係る危険段階基準共済掛金率等の設定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。

よって、議案第128号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑯ 議案第129号 損害賠償額の決定及び和解について

○登里伸一委員長 次に、議案第129号、損害賠償額の決定及び和解についてを議題とします。

このお手元の、皆さんに資料を配付いたしておりますので、ごらんおきください。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

阿部計一君。

○阿部計一委員 私も事故のことをよく聞くんですけどね、車社会ですから、そういう走行中の事故やいうのは、私、一回もそういう批判も文句も言うたことないんですよ。ただ、そういう駐車場で前方とか後方とか、今回、相打ちで50%対50%と出てきてますわね。ほんで、そういう結構なもんやなと思うとんのやけども。これ、違うの。

(発言する者あり)

○阿部計一委員 50対50は次か。失礼しました。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第129号、損害賠償額の決定及び和解について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第129号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑰ 議案第130号 損害賠償額の決定及び和解について

○登里伸一委員長 次に、議案第130号、損害賠償額の決定及び和解についてを議題とします。
これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。
阿部計一君。

○阿部計一委員 ほんなら、続きをやらせてもらいます。それでね、そういう駐車場とか、全く不注意による事故についていろいろと質問したわけですけども。これ、前も一回聞いたことあるんですが、民間ですと、事故を頻繁にやっていると保険料が上がるんですよ。それで、市の場合は、もうそれは何ぼ事故をやっても関係ないということをお聞きしとんのやけども、ということは、かなりの大きな掛金をしよるのではないかと思うんですが、これは予算書に載っとるのか、見てないんやけども。どのぐらい掛けておるんですか。

○登里伸一委員長 埋蔵文化財調査事務所長。

○埋蔵文化財調査事務所長（山見嘉啓）　　まず、答弁の前に、毎回の議会で先生方から指導いただき、その管理職として、一般職員の見本になるべき私が事故を起こし、申しわけないということで、まことに遺憾で、十分注意して公用車の運転をしていたのですが、偶然、そのような事故を起こしてしまい、そのことに対して、今後一切そういうことのないように、いま一度反省し、事故を起こさないように、私自身も部下も指導していくように努めてまいりたいと思います。

○登里伸一委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　いやいや、わしが言うたのは。

○登里伸一委員長　　埋蔵文化財調査事務所長。

○埋蔵文化財調査事務所長（山見嘉啓）　　それから、掛金のほうですけども、1台ごとの資料は持ってます。この共済の掛金自体は、補償がまず、対物が1,000万円で、対人は無制限です。今回の公用車の共済の掛金は、合計で4万3,750円です。

○登里伸一委員長　　阿部計一君。

○阿部計一委員　　そういう、大体、副市長わかれへんの、総額どのぐらい掛けよるか。やっぱり、所管違うよってわかりませんか。

（発言する者あり）

○登里伸一委員長　　阿部計一君。

○阿部計一委員　　どこへ聞いたらいいの、ほんならこれは。管財か。

ほんならこれで、山見課長、今、山見課長に私、謝罪してくれやと私、言うたんと違うのやけども。御丁寧に謝罪をされて、その勇気ある発言に、ほんまに敬意を表します。今後、事故のないよう頑張ってください。

終わります。

○登里伸一委員長　　ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。
何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 登里伸一委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第130号、損害賠償額の決定及び和解について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

- 登里伸一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第130号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑱ 議案第112号 淡路教育事務協議会規約の変更について

- 登里伸一委員長 次に、議案第112号、淡路教育事務協議会規約の変更についてを議題とします。
これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。
吉田良子君。

- 吉田良子委員 1点だけ。この改正の新旧対照表も載ってるんですけども、この協議会が現行7人が改正案では3人に変更ということになってますけれども、これはなぜこういうふうになっているのか。

- 登里伸一委員長 教育部次長兼教育総務課長。

○教育部次長兼教育総務課長（藤岡崇文） 御存じのとおり、今回、地方教育行政法の改正によりまして、新しい教育長につきまして、教育委員長がなくなりまして、教育長が従来の教育委員長と教育長の業務を一括するという事で一本化になります。そういう法改正を受けまして、現在の淡路教育事務協議会の構成メンバーが、会長及び委員7人でございますので、8名。

この内訳と申しますのは、3市、教育長、教育委員長の2名掛ける3市プラス1組合で8名となっております。それが今回の、先ほど申し上げました改正によりまして、教育長に一本化されますので、3市プラス1組合で4名という形になります。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 それと、任期は2年が1年が変わるということでありまして、これについては、なぜこういうふうになったのか。

○登里伸一委員長 教育部次長兼教育総務課長。

○教育部次長兼教育総務課長（藤岡崇文） この任期の件につきましては、多分、協議会のほうで協議されての結果やと思うんですけども、今まで、先ほど申し上げたとおり、構成員が8人だったのが4人と、4名減になったということで、任期を1年にして、交代交代みたいな形でしたのかなと。ちょっと私、協議の場に入っておりませんでしたので、ちょっとこの2年が1年になったというのは、淡路教育事務協議会の中で協議された内容と思うんですけども、これは特に法改正で1年になったとかいうものではございません。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 それと、ちょっと具体的には、淡路教育事務協議会というのは、どういう事務をされているんでしょうか。

○登里伸一委員長 教育部次長兼教育総務課長。

○教育部次長兼教育総務課長（藤岡崇文） きょうは淡路教育事務協議会の規約そのものは持ってないので、ちょっと具体的な内容はわからないんですけども、この新旧対照表の別表第1、第4条関係の中にもありますとおり、淡路の各教育委員会の管理及び執行に関する事務ということで、例えば、校長及び教頭の任免の内申に関する事とか、そうい

う人事に関する事と、教育委員会の委員及び事務局職員並びにその他並びに学校その他の教育機関の職員の広域にわたる研修の実施に関する事などが主な業務、事務となっております。

○登里伸一委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 内容等は、先ほど次長のほうから言ったようなことなんですが、校長、教頭の任免とか、校長、教頭以外の教職員の任免の内申に関する事、また、教科書の選択とかそういった事、そしてまた、広域にわたる文化行事及び体育行事等に関する事、広域にわたる社会教育関係諸団体の育成及び指導に関する事、そういった事が事務の内容であるかと思います。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 教職員というのは、本来、県が採用してるので、そこら辺でこういう事業をするのかなと思ってたんですけど、淡路教育事務協議会の中でもこういう役割を果たすということになるわけなんですね。何か、教職員でいろんな事件とかがあった場合、県の管轄でいろいろ新聞報道で教育したり、いろんなことがあるようですけども、淡路教育事務協議会の中でもこういう役割を果たすというふうなことになるんですね。

○登里伸一委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） この淡路教育事務協議会というのは、基本的には1市10町の時代からずっとあるんですけども、先ほど、部長、次長なりが申しあげましたとおり、いわゆる淡路地域の教育委員の研修事業であるとか、あるいは先ほど言われた、特に学校の教科書の採択、これもそれぞれの自治体でやるというのはなかなか大変な作業なんです。淡路島内一つの教科書でというような取り組み、それから、文化面、スポーツ面、これらもいわゆる淡路島内でまとまって取り組む部分なんかを、この事務協議会が主にやっております。プラス、先ほどもありましたように、いわゆる先生方の管理職の任免に対する淡路地域での内申的なもの、そんな部分もこの事務協議会でとり行っております。

○登里伸一委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○登里伸一委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行います。
何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
議案第112号、淡路教育事務協議会規約の変更について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○登里伸一委員長 挙手多数であります。
よって、議案第112号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。
お諮りいたします。
3月20日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらいいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○登里伸一委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。
お手元に配付の閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 異議がございませんので、議長に申し出ることといたします。

3. その他

○登里伸一委員長 次に、その他に入ります。

何かございますか。

阿部計一君。

○阿部計一委員 予算委員会でも問題提起をしていたんですが、私立のさゆり幼稚園の件について、執行部のほうはああいう形で議案を提出されてきておられるわけですが、私もそういう、たまたま63年当時のことを、いろいろ旧町に貢献された幼稚園であるということ、それと、突然3歳児以上は無料というような大きな政策転換があったということで、そういうことも考慮に入れた中で、市長とも御相談いただいて、何か温情ある判断をいただけないかということをご提案させていただきましたが、その点についてお尋ねをいたします。

○登里伸一委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 予算委員会でそうした質問があつて、すぐに教育委員会の事務局内部でも協議をさせていただきました。そして、そのことについて今後、市長、副市長等と相談をし、そしてまた、教育委員会の中でも相談、協議をしていくということで、今後、検討をしていきたいということ、そうした内容で協議をしていきたいと思っております。

○登里伸一委員長 阿部計一君。

○阿部計一委員 私がしゃべったことについては、副市長は席におられたので、ようわかってるわけよな。ほんで、市長が病気で欠席されて、おらないということで、昔の事情を詳しく説明させていただいて、市長にもそういう話を、これは、教育委員会制度も大きく変わって、首長も教育長と同等にそういう立場にあるというようなことから、市長にお話をということ言われたんやけども、ほんなら、市長とも協議をされたんですか。市長にもそういう、私がしゃべったようなことを説明していただいたんですか、いただかなかったんですか、どっちなんですか。

○登里伸一委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次）　それ以前に、２回、市長と話をしました。そんな中で、方向性を決めて、教育委員会としての考え方なりを御説明をさせていただきました。その後において、予算委員会で阿部委員さんのほうから、今までの経緯とか、そうしたことを聞きました。そうしたことを市長と話をしていくということで、教育委員会の中、事務局の中で話はしております。ただ、その話をすぐに伝えているのかということになれば、現在のところは伝えておりませんが、早急に伝えるようにはしていきたいと思っております。

○登里伸一委員長　阿部計一君。

○阿部計一委員　市長も、それは今、体を悪うして、公務をこないしてお休みになっておるところ、それは無理を言いよるようだけでも、これは、ことはもう切迫しとるというか、間もなく新年度に入っていくわけやな。これ、２０日にはそういう議案の議決も、採決もあるわけなんやの。

ほいで、やっぱり我々、そういう、それから約２７年間もそういう形でやってきたところ、やっぱり私は、はっきり言いますけど、柳幼稚園とは、私は立場が違うと思うんですよ。そういう中で、やっぱりそういう予算委員会の中でお話をしとんのですから、一議員とはいえ、やっぱりこれは、私だけが言いよることと違うんですよ。

ですから、旧町で旧町の約２万人の市民がそういう幼児教育に協力してきた感謝もすべきところを、余りにもそういう大きな政策転換で、それであそこだけが１万９，７００円か、負担になるというようなことですから、これはやっぱり教育部長、そういう話は、これはお話がでけへんような状況やったら、それは私も無理言いよると思うのやけど、今、そういう状況なんですかね、市長は。

○登里伸一委員長　教育部長。

○教育部長（太田孝次）　結果がどうであれ、早急に話はしていきたいと思っております。

○登里伸一委員長　阿部計一君。

○阿部計一委員　そやから、２０日にはそういう採決というようなのがあらんやから、そういうことで、新年度からそういう体制になっていく中で、それは私がそういうふうにして言いよることやから、執行部は一旦、ああいう議案を提出してきた以上、それはいろいろな考えもあることだろうしね。私は、そういうことを十分配慮した中でのそういう

議案提出かということ予算委員会で質問したわけですからね。やっぱり、それ以前に協議されたということは、私は関係ないと思うんですよ。それ以後に、どういう展開になったかということをお聞きしたんや。どうですか。教育長、どうですか。

○登里伸一委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 結果としては、予算委員会以後、教育委員会の中では議論は十分したつもりですけれども、市長に伝えておるかというところはまだやっておりません。確かに、今回、大きな変化をしたと、こういうお話なんです。まさに、子育て支援をより充実するような取り組みになったわけです。私自身も、さゆり幼稚園さんの予算委員会での経過を聞くまでは、そういう状況は承知しておりませんでした。

ただ、申し上げたいのは、第2子、第3子が無料でずっと来たと、今年度にあっては、いわゆる第1子まで広げたと。その広げたことが、第2子、第3子と同じような取り扱いに今年度、27年度からなると。そこで差があると、こういう話なんです。まさにその辺を、説明なんかを受けると、過去、いろいろ御苦勞があったんやなという思いもします。

これについては、私自身は、第2子、第3子のときを第1子まで拡充したんやという認識で、何とかおってもらえへんかなという思いがあります。というのも、今後、このことを27年度で何とか我々もいろんな知恵を出していく中で、もう少し取り組みができるんか、その辺は我々としても協議したいとは思ってます。ただ、今回のケース、委員から言われておりますように、早速、市長なりに伝えていきたいと、このように思ってます。

○登里伸一委員長 阿部計一君。

○阿部計一委員 そういうことで、それはそっちの判断が、白黒判断で、それは我々の知るところでないねけど、やはりそういう事情も加味した中で、やっぱりきっちりとした何を、市長の健康状態も、それは心配ですし、わかりますけども、早速今、教育長が答弁されたようにして、私もそういう当時の関連もあるし、自分自身もそういう議員活動の中で、当然、議員としてそういうことを執行部にお願いするというのは、これは義務やと思うてますので、ひとつ、できるだけ少しでも温情のある判断をお願いしまして、終わります。答弁は結構です。

○登里伸一委員長 ほかに何かございますか。
印部久信君。

○印部久信委員 3月14日から産直がスタートしたわけですが、当面はプレオープン

ということで、3月31日からグランドオープンということなんですが、きょうで4日目になると思うんですが、3日間経過して、わかっている範囲で結構ですので、3日間の売り上げ、それから3日間ではまだ全体像をつかむというのは難しいと思うんですが、農業振興部長として、3日間の物の流れ、売り上げ等から見て、今感じていること、どっちでも構わなので、今感じていることについて、まず一遍聞かせてもらえますか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） まずもって、14日、議員の先生方に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。ただいまの御質問ですけれども、14日につきましては、お客さんのレジを通過した数ですけれども、1,099、売り上げは201万8,000円余りと、15日、同数字ですけれども1,099、レジ通りまして、207万余り。16日、これは少ないんですけれども、438名レジを通りまして、76万9,000円、77万ほどになっております。14日、15日、夫婦、家族で来られておりますので、入場者は約3,000名ずつぐらいになっております。

感想ということなんですけれども、やっぱり地元産が少ないので、仕入れがある程度しております。やはり、地元産から非常に売れておりますので、地元をいかに集めるかが今後のポイントになってきます。例えば、イチゴ、2日間で13万円売っております、1人ですけれども。野菜も1人で4万何ぼ、2日間で売った人がおります。ですから、置けば売れるというパターンがあるわけなんですけれども、それがなかなかうまく行っていないというところが一つの感想です。それさえそろえば、ある程度、方向性は出てくるのかなと。

きょうも午前中、「おはよう朝日」がロケに来ていただいています。3月21日の朝に放送ということですので、今後もそういうケースをとらえながら、どんどん一つずつ積み上げて、何とか二、三年うちに体制を整えて、5年をめどに、何とかほかの先輩諸氏に追いついていきたいというふうに思っております。

といいますのは、やはりいろんな多品目の野菜をつくって、ある程度のレベルまで上がって出していただくということについては、訓練をしなければなりません。ちょっと長くなって申しわけないですけれども、ある人がレタス200円とつけました。ある人が150円とつけました。やはり、秀、優というものもあったんですけれども、いろんな品質もあったんですが、やはり200円が大分残って、あとは売れたというような部分もありましたので、農家が相当勉強しながらと。しきびなんかも置くたびに、今は彼岸前ですけれども、すっと売れたというような形もあります。ですから、品目、やり方等によって、大分違って来たかなということで、2日間でも非常に感じたところです。

以上です。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 先ほど、課長が言いよったように、この3,000名入場というのは、1日で3,000名入場のことかな。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） はい、そうです。1日、レジが1,100名通って、お客様が3,000人ほど来ていただいたということです。

○登里伸一委員長 印部久信君。

○印部久信委員 これ、お客さんに入ってもろうて、買うてくれた人がこんだけということで、我々の14日の、我々の印象では、ちょっと高いなというような印象を受けておるわけですね。今まだこの3,000名入った人も、買うた人がこれだけということは、高いなと見て、見て帰った人が多いんじゃないかと思うんですが。もう私はこれで終わっておきます。何か、ほかの委員さんも、聞きたいことがたくさんあるようなんで。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 教育施設の敷地のことでちょっとお聞きします。ある地域の小学校の敷地の一部を、市道か私道かわからんのですが、拡張のために敷地を触っていると、そういうことでPTAとか地域の人から、何で地元の説明がないんやということでお聞きしております。

それと、その対岸というか、片方の側道が公民館なんですけど、その公民館の敷地も一部、市道に拡張していると、公民館は地域の宝というか、地域の住民の一番よく利用するところで、そこは駐車場として使っているところも広げていると。何でそういう公民館の地元の審議委員とか、そういう方に事前に説明がないんかということ苦情を聞いたんですが、これはどういうことになったんですか。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 今、木場委員さんがおっしゃったのは、西淡志知小学校及び志知の公民館でないかと思うんですけども、このたび、学生用の共同マンションをその隣接地に建てるということで、それに関して、進入路が狭いということで、消防車等が

通れるような幅員を確保するために、今回、そういう教育施設の敷地を一部道路に出したというようなことをございます。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 いや、道路を広くするのは別に何も言うてない。要は、敷地を今、教育施設の敷地をそういうふうに狭めて道路にしていると、そういうふうなのは教育委員会のほうで把握されて、許可か何か出しとったんですか。

○登里伸一委員長 教育部次長兼教育総務課長。

○教育部次長兼教育総務課長（藤岡崇文） 昨年度、その産業振興部のほうから、そういうような施策に関するお話がございまして、うちのほうでも学校の管理という面で支障ないようなことは十分、学校とも調整させていただいた上で、できるだけ最小限の問題のない範囲でということで協議をさせてもらって、許可というか、どちらも市の敷地でございますので、そういうことで協議をさせてもらって、道路本線を計画していただいたという経緯がございます。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 行政財産やから勝手にできるのかもわからんけども、協議したときに何で地元と話をせんのか。

○登里伸一委員長 教育部次長兼教育総務課長。

○教育部次長兼教育総務課長（藤岡崇文） これについては、下にありますように、産業振興部のほうで地元のほうについては協議を十分させていただくという前提のお話でございます。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 いや、地元の人から、そういう協議がなかったということで、こんなところであえて私が言いよるんです。あつたら、こんな場所でそんなこと言いませんよ。だから、その辺の確認をしますか。

○登里伸一委員長 教育部次長兼教育総務課長。

○教育部次長兼教育総務課長（藤岡崇文） 教育委員会としては、そういうのは事前に担当部署のほうで協議していただいた上で、教育委員会としてはその協議というか、担当者と道路の工程について調整させてもらったということでございます。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 ということは、教育委員会では責任なく、担当部のほうでそういう地元協議が済んでいるものと思って、そういう協議に持っていったということですか。

○登里伸一委員長 教育部次長兼教育総務課長。

○教育部次長兼教育総務課長（藤岡崇文） 私どものほうで、学校の管理のためにいろいろ本線を広げてほしいとか、そういうふうな話でなかったの、市のほうの施設の話で学校の前の道路の拡幅について、道路本線の確保をするのに学校の用地を、ほんの少しだけなんですけども、学校の擁壁とかも擁しなければならないということでしたので、それに協議をさせてもらって、できる、施工でき得る協力はさせてもらったということで、地元との協議については、当然、市道だと思うので、通行であるとか、当然、新しい担当部署のほうで計画している事業について、当然、地元の協議は必要だろうということで、これは担当部局のほうで調整していただいているものだということで、私どものほうは、学校教育施設を道路の用地として、できるだけ本線がスムーズに計画できるようにということで調整をさせていただいたという経緯だけでございますので、直接、地元の協議に対しては入っておりません。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 協議に入っていないのは構わんのやけど、結局、地元の方は、全然そんな話を聞いてないということなんです。それで、前も、実は公民館の駐車場として使っていたところを道路として拡張していると。それも、何で地元の話がなかったんだという話なんです。

○登里伸一委員長 生涯学習文化振興課長兼人権教育課長。

○生涯学習文化振興課長兼人権教育課長（福原敬二） 公民館の敷地につきましても、

ただいま次長のほうが言うたとおり、とりあえず工事主体であるほうから、それぞれの公民館長とかにお話ししてくださいということをお願いしております。ただ、現場を見ますと、入ってくるところを鋭角に曲がる場所なんですけども、コンクリートの角があると危ないから、丸くしてくださいということは指示があつて、業者が丸くしたというのは、公民館長さん等からだと思うんですけども、そういう話は聞き及んでおります。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 担当課のほうで話をしとるのであれば、別に私はこんなところで聞かないんですけども。何か地元の自治会のほうは、そんな話は全然聞いてないと、公民館の運営審議委員会もそういうことは聞いてないと聞いたんで、あえてここで話をさせてもらうとんです。

○登里伸一委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） その計画を進めるに当たりましては、公民館長なり、また、地域の自治会長さんとは話をしてまいりました。

○登里伸一委員長 木場徹君。

○木場 徹委員 その辺は、何か聞いてないという話なんで、もうちょっと話を詰めてください。お願いします。
終わっておきます。

○登里伸一委員長 ほかに何かございませんか。
吉田良子君。

○吉田良子委員 先ほど、食の拠点の質問があつたわけですけども、フードコートは、売り上げとかいうのは把握されてるんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 正確には把握はできておりませんが、ちょっとしんどいというところは聞いております。正確な数字は、おおむねの数字は聞いてるんですけど、それが確かかどうか今、言えるほどの正確さでないので、申しわけないですけ

れども。

○印部久信委員 何がしんどいんですか。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） 濟みません、お客さんの数が、売上げが少し少ないかなというふうな。初めの1日、2日目ですので、お客様をどう奥に引っ張るかというの、けさも話をしましたし、今後どうするかというのは日曜も話をして、一度、皆さん集まって調整しませんかというふうな形になっております。

以上です。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 初日に行かせてもらって、ちょっと、レジがあってその奥ですから、なかなか引っ張り込むのは大分工夫が要るかなというふうな感じがいたしました。

それで、今までのさんちゃん市なんか見えますと、生産者の写真がずっとかけられてきて、割と身近な感じだったんですけど、そういうのもないし、第一印象としては、すごく天井が高いなという感じはしたんですけども。花の陳列なんかもなかなか、東側というか、朝日の方向で、あそこでいいかなというのは、いろいろ感じるころはあったんですけども。担当者としても、大分改善していかなければならないところはたくさん見えてきたんではないんですか。

○登里伸一委員長 食の拠点事業推進室課長。

○食の拠点事業推進室課長（喜田憲和） そのとおりでございます、陳列の方法、棚の位置、方向、それから、今おっしゃったガラス面をどうするか、人の動線をどうするかというのは、今、支配人を中心にいろいろと考えていただいております。当然、写真も、六甲のめぐみに行っても大きく貼ってましたり、よそでも貼っておるわけなんですけれども、そういうこともオープン前から話をしてたんですけども、皆さんがそろって撮るという時期を見きわめるというふうなこともおっしゃってましたので、そこら辺、反省を踏まえて、そのためのプレオープンですので、早急に解決できるものは、一つずつ解決していくというふうな形になっております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 もう一つ、違う課題でいいでしょうか。一つは、確定申告なんですけ

れども、きのう、無事終わりましたけれども、確定申告、新庁舎になれば、今、南淡とかほかの、三原会場だけでなしにほかのところも行ってと思うんですけど、そこら辺はどうなるんですか。

○登里伸一委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） この間までは、この新庁舎といいますか、議場一本だけでやる予定でおったんですけども、やっぱり現場へ出向きますと、どうしても交通の手段に苦労される方がいらっしゃいますので、今の考えとしましては、1週間程度、メイン会場を閉めた中で、各地域を職員が回って、最低でも1日開くというような形が望ましいんでないかなというような形で考えております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 そうすると、西淡、南淡、緑をそれぞれ1日ずつ、別会場という形でしていくんですか。

○登里伸一委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） 本年度につきましては、三原会場につきましては毎日開けておりました。それと並行しまして、南淡、西淡、緑と2日ずつ行かせていただいたと思うんですが、やはりどうしても現場の職員と税務経験のある職員で対応していますけども、同時開催ということになりましたら、非常に厳しい状況になります。

ですので、こちらでやるときには十二、三人、今、現状では8人、9人体制でやっております。今度、新体制になりましたら、十二、三人体制でここを本会場としまして、1週間なり2週間うちに、1日ずつになるとは思うんですが、それで8人体制で各地区を回りたいなど、そのような感じで考えております。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 今は現状、2日ずつそれぞれ回ってるということで、何人ぐらいそれぞれ来てますか。

○登里伸一委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） 多いとき、最大で220、三原会場でも220ありましたし、南淡会場でも初日は220ほど来ました。西淡のほうでも200弱ぐらい来ましたので、それが2日開けてその200という数字ですので、それを各西淡、南淡、緑を1日ずつにしますと、非常に厳しいのかなというところもあるんですが、これはもう少し検討が十分必要だと思います。

○登里伸一委員長 吉田良子君。

○吉田良子委員 私も確定申告に行かせてもらったんですけども、日によってすごく人が集中してるというか、向きがあるんですけども、やはり分散化して、気軽に行けるような体制と、やはり私は、同時でここも開けるといいんじゃないかなというふうに思うので、まだ時間がありますので、十分検討していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○登里伸一委員長 税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） できるだけ住民の方に負担のないような形で、そういう体制を考えたいと思います。

○登里伸一委員長 ほかにございませんか。
税務課長兼収税課長。

○税務課長兼収税課長（山崎稔弘） 軽自動車の関係なんですけども、去年の6月に上程させていただいて、可決いただきました税率の改正なんですけども、どうやら国のほうが、消費税の影響と景気の影響を勘案した中で、その税率の引き上げを1年先延ばしにしようというような動きがありまして、まだ法案のほうは通ってなかったかと、ちょっと定かでないんですが、そういう動きがありまして、4月に入りましたら、もう市のほうが先に発効させていただかなあかんような状態になりますので、専決ということになるかとは思いますが、それまで委員会がございませぬので、ここで御報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○登里伸一委員長 ほかに執行部からの報告事項はございませんか。

（発言する者あり）

○登里伸一委員長 それでは、元に戻りまして、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 それでは、執行部からの報告事項がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○登里伸一委員長 ありませんので、終わります。

閉会の挨拶を、副委員長から申し述べます。

○川上 命副委員長 閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。当委員会に付託された案件につきましては、委員の皆様におかれましては、長時間、御審議をいただき、適切妥当な結果を出していただきました。ありがとうございます。

なお、執行部の皆さんにおかれましては、この間、委員の皆さんから多くの御意見が出ております。今後の行政展開の中で反映をしていただくことをお願いを申し上げ、4月からの新庁舎での御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

(閉会 午後 3時17分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年 3月17日

南あわじ市議会産業厚生常任委員会

委員長 登 里 伸 一